

美浜発電所審査資料	資料 1	R4
提出年月日	2020年 3月 2日	

美浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

## 目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容
4. 補足説明資料
  - (1) 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の  
記載内容 (別紙-1)
  - (2) LCO、AOT 及びサーベランスの設定 (別紙-2)

## 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### (1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

#### 2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

### (2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付 2 及び添付 3 に記載する。また、必要に応じて 2 次文書等に記載する。

以 上

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第9 2条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第4 3条の3の2 4第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

#### 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第9 2条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、本項では、変更対象条項に「有」を記載し、対応する審査基準等を抽出する。

なお、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容を変更するものについては「変更対象の項目」として黄色ハッチングを行っている。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【〇〇関連にて変更】と明示する。

#### 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等—保安規定条文の変更」のうち主要な項目について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書等)の変更概要を記載する。

なお、上述②の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

#### 補足説明資料

変更内容の詳細事項が「保安規定変更に係る基本方針」に基づく記載であることを説明する。

また、法令、上流規制等の要求があるものについては、それらと対比し、法令、上流規制等に従った内容であることを示す。

また、必要に応じて、同様の案件に対する先行の既認可事例がある場合、参考として本保安規定との対比により、差異の有無及び理由を示す。

## 2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

2- (1) 第1編 (3号炉)

保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 (経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 2 条の 3	関係法令および本規定の遵守	有
	○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第 3 条	品質保証計画	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 【安全文化醸成のための体制】	○ 安全文化を醸成するための体制 (経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 2 条の 2	安全文化の醸成	有
	○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。	第 3 条	品質保証計画	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号 【発電用原子炉施設の品質保証】	○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 7 条の 3 から第 7 条の 3 の 7 及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 26 条の 2 から第 26 条の 2 の 7 の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111- 2009)」の取扱いについて (内規) (平成 21・09・14 原院第 1 号 (平成 21 年 10 月 16 日原子力安全・保安院制定 (NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3))) において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第 3 条	品質保証計画	有
	○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成 16・03・04 原院第 3 号 (平成 16 年 3 月 22 日原子力安全・保安院制定 (NISA-165a-04-3))) を参考として記載していること。	第 3 条	品質保証計画	有
	○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第 76 条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。	第 3 条	品質保証計画	有
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」(平成 20・08・28 原院第 8 号 (平成 20 年 8 月 29 日原子力安全・保安院制定 (NISA-167a-08-1))) を参考に、実用炉規則第 77 条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第 11 条	原子炉施設の定期的な評価	—
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、実用炉規則第 77 条第 1 項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置 (以下「保安活動」という。) の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。	第 11 条	原子炉施設の定期的な評価	—
	○ 本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 4 条	保安に関する組織	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 5 条	保安に関する職務	有
		第 4 条	保安に関する組織	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 5 号、6 号、7 号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	○ 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第 5 条	保安に関する職務	有
	○ 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 26 第 2 項において準用する第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容 (原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために指示に従うことを含む。) について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第 9 条	原子炉主任技術者の選任	有
		第 3 条	品質保証計画	有
		第 5 条	保安に関する職務	有
		第 6 条	原子力発電安全委員会	—
		第 8 条	原子力発電安全運営委員会	有
		第 9 条	原子炉主任技術者の選任	有
		第 10 条	原子炉主任技術者の職務等	有
	○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。	第 9 条	原子炉主任技術者の選任	有
	○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第 43 条第 4 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。	第 3 条	品質保証計画	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号関連にて変更】
	第 8 条	原子力発電安全運営委員会	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号関連にて変更】	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
		第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	—	
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	
		第8条	原子力発電安全運営委員会	【実用炉規則第92条第1項第11号関連にて変更】	
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	【実用炉規則第92条第1項第5号、6号、7号関連にて変更】	
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	
実用炉規則第92条第1項第8号 【保安教育】	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。	第131条	所員への保安教育	有	
		第132条	請負会社従業員への保安教育	有	
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第131条	所員への保安教育	有	
		第132条	請負会社従業員への保安教育	有	
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第131条	所員への保安教育	有	
		第132条	請負会社従業員への保安教育	有	
○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第132条	請負会社従業員への保安教育	有		
	第131条	所員への保安教育	有		
○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第132条	請負会社従業員への保安教育	有		
	第131条	所員への保安教育	有		
実用炉規則第92条第1項第9号 【発電用原子炉施設の運転】	○ 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第13条	運転員等の確保	有	
		第15条	運転管理に関する社内標準の作成	有	
		○ 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第16条	引継	—
		○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。	第17条	原子炉起動前の確認事項	有
		○ 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること。	第18条	火災発生時の体制の整備	有
			第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	有
			第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	有
			第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	有
			第18条の4	資機材等の整備	有
		○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第19条	水質管理	—
		○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーベランス」という。）、LCOを満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更許可申請において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第20条	停止余裕	—
			第21条	臨界ボロン濃度	—
			第22条	減速材温度係数	—
			第23条	制御棒動作機能	有
			第24条	制御棒の挿入限界	有
			第25条	制御棒位置指示	有
			第26条	炉物理検査 —モード1—	—
			第27条	炉物理検査 —モード2—	—
			第28条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	有
			第29条	原子炉熱出力	有
第30条	熱流束熱水路係数（ $F_0(Z)$ ）		—		
第31条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（ $F_{DN}^*$ ）		—		
第32条	軸方向中性子束出力偏差		—		
第33条	1/4 炉心出力偏差	—			
第34条	計測および制御設備	有			
第35条	DNB比	有			
第36条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	—			
第37条	1次冷却系 —モード3—	有			
第38条	1次冷却系 —モード4—	有			
第39条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系満水）—	有			

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正）		保安規定条文	変更有無	
		第40条	1次冷却系－モード5（1次冷却系非満水）－	有
		第41条	1次冷却系－モード6（キャピティ高水位）－	有
		第42条	1次冷却系－モード6（キャピティ低水位）－	有
		第43条	加圧器	有
		第44条	加圧器安全弁	有
		第45条	加圧器逃がし弁	有
		第46条	低温過加圧防護	有
		第47条	1次冷却材漏えい率	有
		第48条	蒸気発生器細管漏えい監視	－
		第49条	余熱除去系への漏えい監視	－
		第50条	1次冷却材中のよう素131濃度	－
		第51条	アキュムレータ	有
		第52条	非常用炉心冷却系－モード1、2および3－	有
		第53条	非常用炉心冷却系－モード4－	有
		第54条	燃料取替用水タンク	有
		第55条	ほう酸注入タンク	有
		第56条	原子炉格納容器	有
		第57条	原子炉格納容器真空逃がし系	－
		第58条	原子炉格納容器スプレイ系	有
		第60条	アニュラス循環系	有
		第61条	アニュラス	－
		第62条	主蒸気安全弁	有
		第63条	主蒸気止弁	有
		第64条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	－
		第65条	主蒸気逃がし弁	有
		第66条	補助給水系	有
		第67条	復水タンク	有
		第68条	原子炉補機冷却水系	有
		第69条	原子炉補機冷却海水系	有
		第70条	制御用空気系	有
		第71条	中央制御室非常用循環系	有
		第72条	安全補機室空気浄化系	－
		第73条	外部電源	有
		第74条	ディーゼル発電機－モード1、2、3および4－	有
		第75条	ディーゼル発電機－モード1、2、3および4以外－	有
		第76条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	有
		第77条	非常用直流電源－モード1、2、3および4－	有
		第78条	非常用直流電源－モード5、6および照射済燃料移動中－	有
		第79条	所内非常用母線－モード1、2、3および4－	有
		第80条	所内非常用母線－モード5、6および照射済燃料移動中－	有
		第81条	1次冷却材中のほう素濃度－モード6－	－
		第82条	原子炉キャピティ水位	有
		第83条	原子炉格納容器貫通部	有
		第84条	使用済燃料ピットの水位および水温	－
		第85条	重大事故等対処設備	有
		第86条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	－
		第86条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	－
	○ LCOの確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。	第87条	運転上の制限の確認	有
	○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。	第88条	運転上の制限を満足しない場合	有

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正）		保安規定条文		変更有無
○ LCO に係る記録の作成について定められていること。 ○ 異常発生時の基本的対応事項及び探るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 90 条	運転上の制限に関する記録	有	
	第 91 条	異常時の基本的な対応	有	
	第 92 条	異常時の措置	有	
	第 93 条	異常収束後の措置	有	
	添付 1	異常時の運転操作基準（第 92 条関連）	有	
	第 89 条	予防保全を目的とした点検・修繕を実施する場合	有	
○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定することが定められていること。	第 89 条	予防保全を目的とした点検・修繕を実施する場合	有	
○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT 内に完了することが定められていること。 なお、AOT 内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第 12 条	構成および定義	有	
	第 19 条の 2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	有	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号【発電用原子炉の運転期間】	○ 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 12 条の 2	原子炉の運転期間	—
	○ 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 97 条	燃料の取替等	—
	○ 実用炉規則第 92 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書（原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 48 条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 48 条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	○ 運転期間が 13 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 に基づく原子炉設置許可及び同法第 43 条の 3 の 8 に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後も発電用原子炉の安全性について原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 に基づく原子炉設置許可及び同法第 43 条の 3 の 8 に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	○ 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 6 条 第 8 条	原子力発電安全委員会 原子力発電安全運営委員会	— 有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 105 条 添付 4	管理区域の設定・解除 管理区域図（第 105 条および第 106 条関連）	有 有
	○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 106 条 添付 4	管理区域内における区域区分 管理区域図（第 105 条および第 106 条関連）	有 有
	○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について探るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 107 条	管理区域内における特別措置	—
	○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 108 条	管理区域への出入管理	—
	○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 108 条	管理区域への出入管理	—
	○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 109 条	管理区域出入者の遵守事項	—
	○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第 116 条 第 117 条	管理区域外等への搬出および運搬 発電所外への運搬	— 有

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
	○ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第110条	保全区域	有	
		添付5	保全区域図（第110条関連）	有	
	○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第111条	周辺監視区域	有	
	○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第118条	請負会社の放射線防護	有	
		第119条	頻度の定義	—	
実用炉規則第92条第1項第13号 【排気監視設備及び排水監視設備】	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第101条	放射性液体廃棄物の管理	—	
		第102条	放射性気体廃棄物の管理	有	
実用炉規則第92条第1項第14号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	第112条	線量の評価	—	
	○ 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第113条	床・壁等の除染	—	
	○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第114条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	有	
	○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第116条	管理区域外等への搬出および運搬	—	
	○ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。	第116条	管理区域外等への搬出および運搬	—	
		第117条	発電所外への運搬	有	
	○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—	
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—	
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第100条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	
		○ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第105条	管理区域の設定・解除	有
			第106条	管理区域内における区域区分	有
			第109条	管理区域出入者の遵守事項	—
			第113条	床・壁等の除染	—
第116条			管理区域外等への搬出および運搬	—	
添付3			重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	有	
実用炉規則第92条第1項第15号 【放射線測定器の管理】	○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第103条	放出管理用計測器の管理	—	
	○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第115条	放射線計測器類の管理	有	
実用炉規則第92条第1項第16号 【発電用原子炉施設の巡視及び点検】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。	第14条	巡視点検	有	
実用炉規則第92条第1項第17号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第94条	新燃料の運搬	—	
		第95条	新燃料の貯蔵	—	
		第98条	使用済燃料の貯蔵	—	
		第99条	使用済燃料の運搬	有	
	○ 燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第96条	燃料の検査	—	
○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第97条	燃料の取替等	—		
実用炉規則第92条第1項第18号 【放射性廃棄物の廃棄】	○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第100条	放射性固体廃棄物の管理	有	
	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第101条	放射性液体廃棄物の管理	—	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第102条	放射性気体廃棄物の管理	有	
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30 原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安意院制定）及び平成23・06・20 原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—	
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第100条の2 第104条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理 頻度の定義	— —	
実用炉規則第92条第1項第19号 【非常の場合に講ずべき措置】	○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第121条 第122条 第123条 第123条	原子力防災組織 原子力防災要員 原子力防災資機材等の整備 原子力防災資機材等の整備	有 — 有 有	
	○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	第124条 第126条	通報経路 通報	有 有	
	○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。	第121条	原子力防災組織	有	
	○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第127条 第128条 第129条	原子力防災体制等の発令 応急措置 緊急時における活動	有 有 —	
	○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第122条の2	緊急作業従事者の選定	有	
	○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第129条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—	
	○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第130条	原子力防災体制等の解除	有	
	○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第125条	原子力防災訓練	—	
	実用炉規則第92条第1項第20号 【火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。 7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第18条 添付2	火災発生時の体制の整備 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）	有 有
		○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備	第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	有

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正）		保安規定条文		変更有無
【内部溢水発生時における発電原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<p>に、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。</li> <li>内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</li> <li>内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</li> <li>内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</li> <li>その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</li> <li>内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</li> </ol>	添付 2	火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 および第 18 条の 3 関連）	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号の 2 【火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<p>○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</li> <li>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</li> <li>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</li> <li>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。</li> <li>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</li> <li>一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</li> <li>二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</li> </ul> </li> <li>その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</li> <li>火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</li> </ol>	第 18 条の 2 の 2 添付 2	火山影響等発生時の体制の整備 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 および第 18 条の 3 関連）	有 有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号 【重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<p>○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）に対処するために必要な事項を含むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</li> <li>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</li> <li>対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</li> <li>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</li> <li>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせることが定められていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</li> <li>重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</li> <li>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</li> <li>重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</li> <li>発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</li> </ul> </li> <li>その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</li> <li>前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</li> </ol>	第 13 条 第 18 条の 5 添付 3 —	運転員等の確保 重大事故等発生時の体制の整備 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連） 〔特定重大事故等対処施設の対応は、別途申請予定〕	有 有 有 —

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正）	保安規定条文	変更有無	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</li> <li>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</li> <li>2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</li> <li>3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2.に関するものを除く。）については記載を要しない。</li> </ul> </li> <li>○ 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。</li> </ul>			
実用炉規則第92条第1項第23号 <b>【大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】</b>	第13条	運転員等の確保	有
	第18条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	有
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	有
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</li> <li>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</li> <li>○ 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。</li> </ul>	第133条	記録	有

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正）		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 24 号 【記録及び報告】	理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	第 3 条	品質保証計画	有
	○ 実用炉規則第 67 条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。（計量管理規定で定めるものを除く。）	第 133 条	記録	有
	○ 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 134 条	報告	—
	○ 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 10 条	原子炉主任技術者の職務等	有
	○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 134 条	報告	—
	○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 134 条	報告	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 25 号 【発電用原子炉施設の保守管理】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関する内容について、適切な内容が定められていること。	第 120 条	保守管理計画	有
	○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定することが定められていること。	第 89 条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	有
	○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT 内に完了することが定められていること。なお、AOT 内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第 89 条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	有
	○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 11 条第 1 項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 30 条第 1 項に掲げる保守管理について（内規）」（平成 20・12・22 原院第 3 号（平成 20 年 12 月 26 日原子力安全・保安院制定））において認められた JEAC4209-2007 又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。	第 120 条	保守管理計画	有
	○ 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考とし、実用炉規則第 82 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第 120 条の 2	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針	有
	○ 運転を開始した日以後 30 年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること。	第 120 条の 2	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針	有
	○ 実用炉規則第 92 条第 1 項第 25 号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第 82 条第 1 項から第 3 項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限り。）は、申請書に実用炉規則第 82 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	添付 6	長期保守管理方針	—
	○ 長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	添付 6	長期保守管理方針	—
	○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」（原規技発第 13061923（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	〔手続きに関する事項であり保安規定には記載なし〕	—
	○ 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 120 条の 3	溶接事業者検査の実施	—
		第 120 条の 4	定期事業者検査の実施	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 26 号 【技術情報の共有】	○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会や PWR 事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 120 条	保守管理計画	有
	○ 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第 3 条	品質保証計画	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 27 号 【不適合発生時の情報の公開】	○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質保証計画	有
	○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 1 条	目的	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 28 号 【その他必要な事項】	○ 発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	第 1 条	目的	有
	○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神のっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。	第 2 条	基本方針	—

2- (2)第2編 (1, 2号炉)

保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 1 号 <b>【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】</b>	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 (経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 138 条	関係法令および本規定の遵守	有
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 138 条	関係法令および本規定の遵守	有
実用炉規則第 92 条第 3 項第 2 号 <b>【安全文化を醸成するための体制】</b>	1) 安全文化を醸成するための体制 (経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 137 条	安全文化の醸成	有
	2) 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。	第 137 条	安全文化の醸成	有
実用炉規則第 92 条第 3 項第 3 号 <b>【原子炉施設の品質保証】</b>	1) 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 7 条の 3 から第 7 条の 3 の 7 及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 26 条の 2 から第 26 条の 2 の 7 の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111- 2009)」の取扱いについて (内規) (平成 21・09・14 原院第 1 号 (平成 21 年 10 月 16 日原子力安全・保安院制定 (NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3))) において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第 139 条	品質保証計画	有
	2) 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成 16・03・04 原院第 3 号 (平成 16 年 3 月 22 日原子力安全・保安院制定 (NISA-165a-04-3))) を参考として記載していること。	第 139 条	品質保証計画	有
	3) 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第 76 条又は開発炉規則第 71 条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確化されていること。	第 139 条	品質保証計画	有
実用炉規則第 92 条第 3 項第 4 号 <b>【廃止措置の品質保証】</b>	○ 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第 139 条	品質保証計画	<b>【実用炉規則第 92 条第 3 項第 3 号関連にて変更】</b>
実用炉規則第 92 条第 3 項第 5 号 <b>【廃止措置を行う者の職務及び組織】</b>	○ 本店 (本部) 及び事業所における廃止措置段階の原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 本事項の記載においては、廃止措置段階の原子炉施設の管理は、申請書等に記載したところ及びそれぞれの規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物又は廃止措置段階の発電用原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について定められていること。 1) 廃止措置段階の原子炉施設の管理に係る保安のための職務 (工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務) 及び責任範囲並びに組織に関すること ここで、本項において明記された各職務等については、実用炉規則第 9 2 条第 3 項第 1 号から第 2 7 号及び開発炉規則第 8 7 条第 3 項第 1 号から第 2 7 号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。	第 140 条	保安に関する組織	有
		第 141 条	保安に関する職務	有
	2) 会議体に関すること 会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。	第 142 条	原子力発電安全委員会	有
		第 143 条	原子力発電安全運営委員会	—

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
3) 発電用原子炉主任技術者の選任に関する事 法第43条の3の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第43条の3の2第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。 ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。 すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。 こうしたことから、法第43条の3の3の2の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて以下のような事項が明記されていることが望ましい。 i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事 ここで、廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。	第144条	廃止措置主任者の選任	有	
	ii. 廃止措置主任者の職務に関する事 ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第145条	廃止措置主任者の職務等	—
	iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。	第145条	廃止措置主任者の職務等	—
	iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。	—	〔補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし〕	—
	v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事」と同様の手続きが明記されていること。	第144条	廃止措置主任者の選任	有
実用炉規則第92条第3項第6号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第201条	所員への保安教育	有
	1) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。	第202条	請負会社従業員への保安教育	有
	2) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第201条	所員への保安教育	有
		第202条	請負会社従業員への保安教育	有
	3) 協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第202条	請負会社従業員への保安教育	有
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第202条	請負会社従業員への保安教育	—
5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第201条	所員への保安教育	—	
	第202条	請負会社従業員への保安教育	—	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 7 号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には 1) 発電用原子炉炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第 151 条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
	2) 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを原則として停止からの位置に切り替えないこと。	—	[原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし]	—
	3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。等が明確になっていること。	第 151 条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 8 号 【原子炉施設の運転の安全審査】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。	第 142 条	原子力発電安全委員会	有
		第 143 条	原子力発電安全運営委員会	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 9 号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定及び立入制限】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6) 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7) 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。 8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10) 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 172 条	管理区域の設定・解除	有
		添付 7	管理区域図 (第 172 条および第 173 条関連)	有
		第 173 条	管理区域内における区域区分	有
		添付 7	管理区域図 (第 172 条および第 173 条関連)	有
		第 174 条	管理区域内における特別措置	—
		第 175 条	管理区域への出入管理	—
		第 175 条	管理区域への出入管理	—
		第 176 条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第 183 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第 184 条	発電所外への運搬	有
		第 177 条	保全区域	有
		添付 8	保全区域図 (第 177 条関連)	有
		第 178 条	周辺監視区域	有
第 185 条	請負会社の放射線防護	有		
第 186 条	傾度の定義	—		
実用炉規則第 92 条第 3 項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法、並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 169 条	放射性気体廃棄物の管理	有
		第 168 条	放射性液体廃棄物の管理	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 11 号 【汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視及び汚染の除去】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者の受ける線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関すること。線量限度を超えないための措置が定められていること。 2) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 3) 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関することとして、実用炉規則第 7 8 条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する工場又は事業所内の行為が定められていること。 6) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。	第 179 条	線量の評価	—
		第 183 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第 180 条	床・壁等の除染	—
		第 181 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	有
		第 183 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第 184 条	発電所外への運搬	有
第 166 条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—		

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	7) 法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	8) 法第 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関するものについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成 17・11・30 原院第 6 号（平成 18 年 1 月 30 日原子力安全・保安院制定）及び平成 23・06・20 原院第 4 号（平成 23 年 7 月 1 日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 172 条	管理区域の設定・解除	有
		第 173 条	管理区域内における区域区分	有
		第 176 条	管理区域出入者の遵守事項	—
第 180 条 第 183 条		床・壁等の除染 管理区域外等への搬出および運搬	— —	
実用炉規則第 92 条第 3 項第 12 号 【放射線測定器の管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第 170 条	放出管理用計測器の管理	—
	2) 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第 182 条	放射線計測器類の管理	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 13 号【原子炉施設の巡視】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ○ 日常の巡視活動の評価を踏まえ、原子炉施設における点検対象施設の巡視これらに伴う処置に関すること（巡視の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。	第 148 条	巡視	有
実用炉規則第 92 条第 3 項第 14 号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第 161 条	新燃料の運搬	—
		第 162 条	新燃料の貯蔵	—
		第 163 条	使用済燃料の貯蔵	—
		第 164 条	使用済燃料の運搬	—
	2) 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。	第 162 条 第 163 条	新燃料の貯蔵 使用済燃料の貯蔵	— —
実用炉規則第 92 条第 3 項第 15 号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 3) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 4) 法第 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関するものについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」を参考として記載していること。なお、法第 61 条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。 5) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関するものについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。	第 169 条	放射性気体廃棄物の管理	有
		第 168 条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第 165 条	放射性固体廃棄物の管理	—
		—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
		第 166 条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第 171 条	頻度の定義	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 16 号 【非常の場合に講ずべき措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2) 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。 3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。 5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 189 条	原子力防災組織	有
		第 190 条	原子力防災要員	—
		第 192 条	原子力防災資機材等の整備	有
		第 193 条	通報経路	有
		第 195 条	通報	有
		第 189 条	原子力防災組織	有
		第 196 条	原子力防災体制等の発令	有
		第 197 条 第 198 条	応急措置 緊急時における活動	有 —

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	6) 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。 i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第191条	緊急作業従事者の選定	有
	7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第199条	緊急作業従事者の線量管理等	—
	8) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第200条	原子力防災体制の解除	有
	9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第194条	原子力防災訓練	—
実用炉規則第92条第3項第17号 【火災発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 5) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6) 持込物（可燃物）の管理に関すること。 7) その他、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8) 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第152条	地震・火災等発生時の措置	有
実用炉規則第92条第3項第18号 【内部溢水発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。 2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 5) その他、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6) 内部溢水時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第153条	電源機能喪失時等の体制の整備	【実用炉規則第92条第3項第18号の2関連にて変更】
実用炉規則第92条第3項第18号の2 【火山影響等発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 5) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関することを定め、これを要員に守らせること。 6) その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第153条	電源機能喪失時等の体制の整備	有

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 19 号 <b>【重大事故等発生時の体制の整備】</b> ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。 3) 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関する所内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。 6) その他、重大事故発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 153 条	電源機能喪失時等の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号の 2 関連にて変更】
	2. 重大事故発生時におけるそれぞれの措置について、法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。	第 153 条	電源機能喪失時等の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号の 2 関連にて変更】
実用炉規則第 92 条第 3 項第 20 号 <b>【大規模損壊発生時の体制の整備】</b> ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突によるテロリズムその他の外部から事象の発生により原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合（重大事故発生時の場合を除く。以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する所内規程を定め、これを要員に守らせること。 i. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ii. 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。 iii. 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 6) その他、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 153 条	電源機能喪失時等の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号の 2 関連にて変更】
	2. 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。	第 153 条	電源機能喪失時等の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号の 2 関連にて変更】
実用炉規則第 92 条第 3 項第 21 号、22 号 <b>【原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】</b>	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	第 203 条	記録	有
	2. 実用炉規則第 6 7 条又は開発炉規則第 6 2 条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）。	第 139 条	品質保証計画	【実用炉規則第 92 条第 3 項第 3 号関連にて変更】
	3. 所長及び廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められていること。	第 203 条	記録	有
	4. 特に、実用炉規則第 1 3 4 条各号又は開発炉規則第 1 2 9 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合において、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 204 条 第 145 条	報告 廃止措置主任者の職務等	—
		第 204 条	報告	—

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 204 条	報告	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 23 号 【原子炉施設の保守管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 1 項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 30 条第 1 項に掲げる保守管理について（内規）」（平成 20・12・22 原院第 3 号（平成 20 年 12 月 26 日原子力安全・保安院制定））において認められた J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7 又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。	第 187 条	保守管理計画	—
	2. 日常の保安活動の評価を踏まえ、原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。	第 187 条	保守管理計画	—
	3. 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。	—	〔予防保全を目的としてやむを得ず行う保全作業は行わないことから、保安規定に記載なし〕	—
	4. 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。	第 188 条	溶接事業者検査の実施	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 24 号 【保安に関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会や PWR 事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第 187 条	保守管理計画	—
	実用炉規則第 92 条第 3 項第 25 号 【不適合に関する情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。 2. 情報の公開に関し、原子力施設情報ライブラリー等への登録などに必要な事項が記載されていること。	第 139 条	品質保証計画
実用炉規則第 92 条第 3 項第 26 号 【廃止措置の管理】	○ 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第 146 条	構成および定義	—
		第 147 条	運転員の確保	有
		第 149 条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	—
		第 150 条	引継	有
		第 152 条	地震・火災等発生時の措置	有
		第 153 条	電源喪失時等の体制の整備	有
		第 154 条	安全貯蔵措置	—
		第 155 条	工事の計画および実施	有
		第 157 条	使用済燃料ピットの水温	—
		第 158 条	施設運用上の基準の確認	—
		第 159 条	施設運用上の基準を満足しない場合	—
		第 160 条	施設運用上の基準に関する記録	—
		第 165 条	放射性固体廃棄物の管理	—
		第 166 条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第 167 条	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—
		第 168 条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第 169 条	放射性気体廃棄物の管理	有
実用炉規則第 92 条第 3 項第 27 号 【その他、原子炉施設又は廃止措置に係る保安】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1. 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 135 条	目的	有
	2. 廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の保守管理については、保安規定に必要な事項を記載すること。	第 187 条	保守管理計画	—
	3. 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子炉施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。	第 136 条	基本方針	—
	4. 原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を法第 43 条の 3 の 24 第 3 項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	第 135 条	目的	有

### 3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。</li> <li>○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、新規制基準に係る実用炉規則の変更箇所を明確にする。</li> </ul>
保安規定審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する</li> <li>○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、新規制基準に係る保安規定審査基準の変更箇所を明確にする。</li> </ul>
記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</li> <li>○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、保安規定の変更内容を記載する。</li> <li>○「赤字」により、前回補正申請書からの変更点を記載する。</li> </ul>
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○保安規定及び社内規定文書（2次文書等）に記載しない場合の考え方を記載する。</li> </ul>
該当規定文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。</li> <li>○「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。</li> <li>○「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。</li> </ul>
記載内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。</li> <li>○「(新規記載)」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
関連する実用炉規則	第92条(保安規定)	実用炉規則第92条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事項については、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	<p>○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を行うため、コンプライアンスに係る体制が確実構築されていること。</p> <p>○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事項については、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ 品質保証規程の改正(コンプライアンス活動、安全文書化醸成活動の取り込み)に伴い、手順書を第3条の社内標準体系図に追加し、本条から削除する。</p> <p>「3. 原子力事業本部長は、～コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。」</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照</p>	<p>・ 原子力発電の安全に係る品質保証規程(既存)</p>	<p>・ コンプライアンス活動については、規定文書に基づき実施している。</p>
品質保証計画関連条項	4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	<p>4. 1 (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>4. 1 (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>原子力事業本部 平成18 原品質保証規程 第2号</p> <p>原子力発電部門 平成25 原品質保証規程 第1号</p> <p>原子力発電部門 平成18 原品質保証規程 第3号</p> <p>原子力事業本部 平成18 原品質保証規程 第3号</p> <p>原子力事業本部 平成18 原品質保証規程 第3号</p> <p>原子力事業本部 平成18 原品質保証規程 第4号</p> <p>原子力事業本部 平成18 原品質保証規程 第1号</p> <p>原子力事業本部 平成18 原品質保証規程 第2号</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程(既存)</p>	<p>・ 品質保証規程の改正(コンプライアンス活動、安全文書化醸成活動の取り込み)に伴い、手順書を第3条の社内標準体系図に追加し、本条から削除する。</p> <p>「3. 原子力事業本部長は、～コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。」</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照</p>

(品質保証計画)

第3条

表3-2: 本品品質保証計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係

本品品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
		1次文書	2次文書			
4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品質保証規程 第2号	
4. 1	安全文化	原子力発電の安全に係る品質保証規程	安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成25 原品質保証規程 第1号	第2条の2、第2条の3、第3条
5. 4	品質目標	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品質保証規程 第3号	
5. 5. 3	プロセス責任者	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品質保証規程 第3号	
6. 2. 2	資源の提供	原子力発電の安全に係る品質保証規程	内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品質保証規程 第4号	第6条、第8条
6. 1	力量、教育・訓練	原子力発電の安全に係る品質保証規程	要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品質保証規程 第1号	
6. 2	力量、教育・訓練	原子力発電の安全に係る品質保証規程	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品質保証規程 第1号	第13条、第132条

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則 第 92 条 (保安規定)	保安規定審査基準 実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 安全文化醸成のための体制	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																																																	
<p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項。</p>	<p>○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項については、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</p>	<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第 2 条の 2 第 2 条に係る保安活動を実施することあり、安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化の醸成のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化醸成の方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、安全文化の醸成のための活動を統括する。また、次の各号に係る審議のための会議体を設置し、安全文化の醸成のための活動を実施させる。</p> <p>(1) 安全文化の醸成のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第 4 条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況および安全文化醸成の状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第 4 条(保安に関する組織)の組織は、第 3 項の計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>表 3-2：本品質保証計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係</p> <table border="1" data-bbox="1070 412 1430 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連条項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連条項</th> </tr> <tr> <th>1 次文書</th> <th>2 次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 1</td> <td>重要度分類</td> <td>原子力</td> <td>グレード分け通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成 18 原品 証通達 第 2 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 1</td> <td>安全文化</td> <td>原子力</td> <td>安全文化通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成 25 原品 証通達 第 1 号</td> <td>第 2 条の 2、第 2 条の 3、第 3 条</td> </tr> <tr> <td>5. 4</td> <td>品質目標</td> <td>原子力</td> <td>品質目標通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成 18 原品 証通達 第 3 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 5. 3</td> <td>プロセス責任者</td> <td>原子力</td> <td>原子力部門における 文書・記録管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成 18 原品 証通達 第 3 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 5. 4</td> <td>内部コミュニケーション</td> <td>原子力</td> <td>内部コミュニケーション 通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成 18 原品 証通達 第 4 号</td> <td>第 6 条、第 8 条</td> </tr> <tr> <td>5. 6</td> <td>資源の確保</td> <td>原子力</td> <td>要員・組織計画通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成 18 原品 証通達 第 1 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 1</td> <td>力量・訓練</td> <td>原子力</td> <td>教育・訓練通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成 18 原品 証通達 第 1 号</td> <td>第 13 1 条、第 13 2 条</td> </tr> <tr> <td>6. 2</td> <td>おおよび認識</td> <td>原子力</td> <td>教育・訓練通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成 18 原品 証通達 第 2 号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項	1 次文書	2 次文書	4. 1	重要度分類	原子力	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 18 原品 証通達 第 2 号		4. 1	安全文化	原子力	安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 25 原品 証通達 第 1 号	第 2 条の 2、第 2 条の 3、第 3 条	5. 4	品質目標	原子力	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 18 原品 証通達 第 3 号		5. 5. 3	プロセス責任者	原子力	原子力部門における 文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 18 原品 証通達 第 3 号		5. 5. 4	内部コミュニケーション	原子力	内部コミュニケーション 通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 18 原品 証通達 第 4 号	第 6 条、第 8 条	5. 6	資源の確保	原子力	要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 18 原品 証通達 第 1 号		6. 1	力量・訓練	原子力	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 18 原品 証通達 第 1 号	第 13 1 条、第 13 2 条	6. 2	おおよび認識	原子力	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 18 原品 証通達 第 2 号		<p>審査基準の変更なし。</p> <p>品質保証規程の改正（コンプライアンス活動、安全文化醸成活動の取り込み）に伴い、手順書を第 3 条の社内標準体系図に追加し、本条から削除する。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、～安全文化の醸成のための活動を実施させる。」</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照</p>	<p>安全文化通達 (既存)</p>	<p>安全文化醸成活動については、規定文書に基づき実施している。</p>
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名			所管箇所	文書番号				本規定関連条項																																																												
		1 次文書	2 次文書																																																																			
4. 1	重要度分類	原子力	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 18 原品 証通達 第 2 号																																																																	
4. 1	安全文化	原子力	安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 25 原品 証通達 第 1 号	第 2 条の 2、第 2 条の 3、第 3 条																																																																
5. 4	品質目標	原子力	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 18 原品 証通達 第 3 号																																																																	
5. 5. 3	プロセス責任者	原子力	原子力部門における 文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 18 原品 証通達 第 3 号																																																																	
5. 5. 4	内部コミュニケーション	原子力	内部コミュニケーション 通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 18 原品 証通達 第 4 号	第 6 条、第 8 条																																																																
5. 6	資源の確保	原子力	要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 18 原品 証通達 第 1 号																																																																	
6. 1	力量・訓練	原子力	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 18 原品 証通達 第 1 号	第 13 1 条、第 13 2 条																																																																
6. 2	おおよび認識	原子力	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 18 原品 証通達 第 2 号																																																																	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則 第92条（保安規定）	保安規定審査基準 実用炉規則第92条第1項第3号 発電用原子炉施設の品質保証	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子炉発電用所における安全のための品質保証規程（JEC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成21年09月14日原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3））において認められたJEC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</p> <p>○ 品質保証に関する記載内容については、「原子炉発電用所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16年03月04日原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（NISA-165a-04-3）））を参考として記載していること。</p> <p>○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。</p>	<p>（品質保証計画）</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>【品質保証計画】</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子炉発電用所における安全のための品質保証規程（JEC4111-2009）」（以下、「JEC4111」という。）および関係法令に基づく品質マネジメントシステム（安全文化を醸成する活動を行うしくみを含む。）以下、「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>（品質保証計画）</p> <p>第3条</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 一般要求事項</p> <p>(1) 原子力部門（第4条 図4に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの原子力部門への適用を4.2.1 b)、c)、d) およびe) に示す文書で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用および管理のいづれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を品質マネジメントシステムの文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> <li>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉の設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（以下、「品証規則」という。）の制定に伴い記載内容の変更を実施。</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉発電の安全に係る品質保証規程（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JEC4111の要求事項等に従い、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを記載している。</li> </ul>
<p>第76条（作業手順書等の遵守）</p> <p>法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> </ul>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>書にて明確にする。</p> <p>【中略】</p> <p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。</p> <p>a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明</p> <p>b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」</p> <p>c) JEC4111の要求事項に基づき作成する表3-1に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した文書（c）およびd）の社内標準を除く。）およびこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p>なお、b）、c）およびd）に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、表3-1、表3-2で示す社内標準の中で、文書名または作成し管理することを記載する。</p> <p>また、c）、d）およびe）の記録は、適正に作成する。</p> <p>【中略】</p> <p>7. 業務の計画および実施</p> <p>7. 1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、表3-1の4. 2. 3項に係る社内標準および表3-2の7. 1項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。（4. 1参照）</p> <p>【中略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品証規則の制定に伴い記載内容の変更を実施。</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電の安全に係る品質保証規程（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質マネジメントシステムに基づき、文書及び記録の管理を行っている。</li> </ul>
		<p>【中略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準を踏まえ、新たに保安規定にて管理する業務に関する社内標準の位置づけを反映する。</li> </ul>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書																																																																																																												
	記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書																																																																																																												
	<p>表3-1：本品質保証計画関連条項とJEA4111の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連条項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連条項</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3</td> <td>文書管理</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>原子力部門における文書・記録管理通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成18 原総通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>記録の管理</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>原子力部門における内部監査通達</td> <td>原子力企画部門</td> <td>平成18 統営原通達 第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>不適管理</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>不適管理および是正処置通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成18 原品証通達 第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td>是正処置</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>予防処置通達</td> <td>原子力発電部門</td> <td>平成18 原発電通達 第2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td>予防処置</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>品質目標通達</td> <td>原子力発電部門</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室であり、文書番号は平成15規程第5号とする（以下、本条において同じ）。</p>		本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項	1次文書	2次文書	4.2.3	文書管理	原子力発電所の品質保証規程	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部	平成18 原総通達 第3号		4.2.4	記録の管理	原子力発電所の品質保証規程	原子力部門における内部監査通達	原子力企画部門	平成18 統営原通達 第1号		8.3	不適管理	原子力発電所の品質保証規程	不適管理および是正処置通達	原子力事業本部	平成18 原品証通達 第1号		8.5.2	是正処置	原子力発電所の品質保証規程	予防処置通達	原子力発電部門	平成18 原発電通達 第2号		8.5.3	予防処置	原子力発電所の品質保証規程	品質目標通達	原子力発電部門			<p>表3-2：本品質保証計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連条項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連条項</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.1</td> <td>重要度分類</td> <td>原子力発電所の安全</td> <td>グレード分け通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成18 原品証通達 第2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>安全文化</td> <td>原子力発電所の安全</td> <td>安全文化通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成25 原品証通達 第1号</td> <td>第2条の2、第2条の3、第3条</td> </tr> <tr> <td>5.4</td> <td>品質目標</td> <td>原子力発電所の安全</td> <td>品質目標通達</td> <td>原子力発電部門</td> <td>平成18 原品証通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>プロセス責任者</td> <td>原子力部門における品質保証規程</td> <td>原子力部門における文書・記録管理通達</td> <td>原子力企画部門</td> <td>平成18 原総通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>内部コミュニケーション</td> <td>原子力部門における品質保証規程</td> <td>内部コミュニケーション通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成18 原品証通達 第4号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.6</td> <td>資源の提供</td> <td>原子力部門における品質保証規程</td> <td>要員・組織計画通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成18 原原企通達 第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.1</td> <td>力量、教育・訓練</td> <td>原子力部門における品質保証規程</td> <td>教育・訓練通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成18 原原企通達 第2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>および認識</td> <td>原子力部門における品質保証規程</td> <td>教育・訓練通達</td> <td>原子力企画部門</td> <td>平成131条、第132条</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項	1次文書	2次文書	4.1	重要度分類	原子力発電所の安全	グレード分け通達	原子力事業本部	平成18 原品証通達 第2号		4.1	安全文化	原子力発電所の安全	安全文化通達	原子力事業本部	平成25 原品証通達 第1号	第2条の2、第2条の3、第3条	5.4	品質目標	原子力発電所の安全	品質目標通達	原子力発電部門	平成18 原品証通達 第3号		5.5.3	プロセス責任者	原子力部門における品質保証規程	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号		5.5.4	内部コミュニケーション	原子力部門における品質保証規程	内部コミュニケーション通達	原子力事業本部	平成18 原品証通達 第4号		5.6	資源の提供	原子力部門における品質保証規程	要員・組織計画通達	原子力事業本部	平成18 原原企通達 第1号		6.1	力量、教育・訓練	原子力部門における品質保証規程	教育・訓練通達	原子力事業本部	平成18 原原企通達 第2号		6.2	および認識	原子力部門における品質保証規程	教育・訓練通達	原子力企画部門	平成131条、第132条	
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名			所管箇所	文書番号				本規定関連条項																																																																																																							
		1次文書	2次文書																																																																																																														
4.2.3	文書管理	原子力発電所の品質保証規程	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部	平成18 原総通達 第3号																																																																																																												
4.2.4	記録の管理	原子力発電所の品質保証規程	原子力部門における内部監査通達	原子力企画部門	平成18 統営原通達 第1号																																																																																																												
8.3	不適管理	原子力発電所の品質保証規程	不適管理および是正処置通達	原子力事業本部	平成18 原品証通達 第1号																																																																																																												
8.5.2	是正処置	原子力発電所の品質保証規程	予防処置通達	原子力発電部門	平成18 原発電通達 第2号																																																																																																												
8.5.3	予防処置	原子力発電所の品質保証規程	品質目標通達	原子力発電部門																																																																																																													
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項																																																																																																											
		1次文書	2次文書																																																																																																														
4.1	重要度分類	原子力発電所の安全	グレード分け通達	原子力事業本部	平成18 原品証通達 第2号																																																																																																												
4.1	安全文化	原子力発電所の安全	安全文化通達	原子力事業本部	平成25 原品証通達 第1号	第2条の2、第2条の3、第3条																																																																																																											
5.4	品質目標	原子力発電所の安全	品質目標通達	原子力発電部門	平成18 原品証通達 第3号																																																																																																												
5.5.3	プロセス責任者	原子力部門における品質保証規程	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号																																																																																																												
5.5.4	内部コミュニケーション	原子力部門における品質保証規程	内部コミュニケーション通達	原子力事業本部	平成18 原品証通達 第4号																																																																																																												
5.6	資源の提供	原子力部門における品質保証規程	要員・組織計画通達	原子力事業本部	平成18 原原企通達 第1号																																																																																																												
6.1	力量、教育・訓練	原子力部門における品質保証規程	教育・訓練通達	原子力事業本部	平成18 原原企通達 第2号																																																																																																												
6.2	および認識	原子力部門における品質保証規程	教育・訓練通達	原子力企画部門	平成131条、第132条																																																																																																												
	<p>表3-2（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連条項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連条項</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1</td> <td>運転管理</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>運転管理通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成18 原発電通達 第1号</td> <td>第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条</td> </tr> <tr> <td>6.3</td> <td>燃料管理</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>原子力燃料管理通達</td> <td>原子力発電部門</td> <td>平成18 原燃保通達 第1号</td> <td>第94条から第99条、第134条</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> <td>放射性廃棄物管理</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>放射性廃棄物管理通達</td> <td>原子力発電部門</td> <td>平成18 原放電通達 第1号</td> <td>第100条から第104条、第134条</td> </tr> <tr> <td>7.2</td> <td>放射線管理</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>放射線管理通達</td> <td>原子力発電部門</td> <td>平成18 原放電通達 第2号</td> <td>第105条から第119条、第122条の2、第129条の2、第134条</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>保守管理</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>保守管理通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成18 原保修通達 第1号</td> <td>第112条の2、第95条、第98条、第120条</td> </tr> <tr> <td>7.6</td> <td>非常時の措置</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>非常時の措置通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成26 原危管通達 第1号</td> <td>第118条の5、第118条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条</td> </tr> <tr> <td>8.2.4</td> <td>その他</td> <td>原子力発電所の品質保証規程</td> <td>安全管理通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成26 原安管通達 第1号</td> <td>第9条から第11条、第12条の2、第120条の2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子力燃料サイクル通達</td> <td>原子力安全部門</td> <td>平成18 原燃品通達 第1号</td> <td>第94条から第99条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>火災防護通達</td> <td>原子力事業本部</td> <td>平成27 原発電通達 第1号</td> <td>第18条</td> </tr> </tbody> </table>		本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項	1次文書	2次文書	6.1	運転管理	原子力発電所の品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部	平成18 原発電通達 第1号	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条	6.3	燃料管理	原子力発電所の品質保証規程	原子力燃料管理通達	原子力発電部門	平成18 原燃保通達 第1号	第94条から第99条、第134条	7.1	放射性廃棄物管理	原子力発電所の品質保証規程	放射性廃棄物管理通達	原子力発電部門	平成18 原放電通達 第1号	第100条から第104条、第134条	7.2	放射線管理	原子力発電所の品質保証規程	放射線管理通達	原子力発電部門	平成18 原放電通達 第2号	第105条から第119条、第122条の2、第129条の2、第134条	7.5	保守管理	原子力発電所の品質保証規程	保守管理通達	原子力事業本部	平成18 原保修通達 第1号	第112条の2、第95条、第98条、第120条	7.6	非常時の措置	原子力発電所の品質保証規程	非常時の措置通達	原子力事業本部	平成26 原危管通達 第1号	第118条の5、第118条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条	8.2.4	その他	原子力発電所の品質保証規程	安全管理通達	原子力事業本部	平成26 原安管通達 第1号	第9条から第11条、第12条の2、第120条の2				原子力燃料サイクル通達	原子力安全部門	平成18 原燃品通達 第1号	第94条から第99条				火災防護通達	原子力事業本部	平成27 原発電通達 第1号	第18条																																							
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名			所管箇所	文書番号				本規定関連条項																																																																																																							
		1次文書	2次文書																																																																																																														
6.1	運転管理	原子力発電所の品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部	平成18 原発電通達 第1号	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条																																																																																																											
6.3	燃料管理	原子力発電所の品質保証規程	原子力燃料管理通達	原子力発電部門	平成18 原燃保通達 第1号	第94条から第99条、第134条																																																																																																											
7.1	放射性廃棄物管理	原子力発電所の品質保証規程	放射性廃棄物管理通達	原子力発電部門	平成18 原放電通達 第1号	第100条から第104条、第134条																																																																																																											
7.2	放射線管理	原子力発電所の品質保証規程	放射線管理通達	原子力発電部門	平成18 原放電通達 第2号	第105条から第119条、第122条の2、第129条の2、第134条																																																																																																											
7.5	保守管理	原子力発電所の品質保証規程	保守管理通達	原子力事業本部	平成18 原保修通達 第1号	第112条の2、第95条、第98条、第120条																																																																																																											
7.6	非常時の措置	原子力発電所の品質保証規程	非常時の措置通達	原子力事業本部	平成26 原危管通達 第1号	第118条の5、第118条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条																																																																																																											
8.2.4	その他	原子力発電所の品質保証規程	安全管理通達	原子力事業本部	平成26 原安管通達 第1号	第9条から第11条、第12条の2、第120条の2																																																																																																											
			原子力燃料サイクル通達	原子力安全部門	平成18 原燃品通達 第1号	第94条から第99条																																																																																																											
			火災防護通達	原子力事業本部	平成27 原発電通達 第1号	第18条																																																																																																											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書																																																																							
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																																																						
<p>○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」（平成20・08・28 原院第8号（平成20年8月29日原子力安全・保安院制定（NISA-167a-08-1））を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的の実施することが定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、<u>実用炉規則第77条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置（以下「保安活動」という。）の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。</u></p>	<p>表3-2（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連条項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連条項</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.2.2</td> <td>外部とのコミュニケーション</td> <td>原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>外部コミュニケーション通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原発 電通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.2.3</td> <td>原子力安全の達成</td> <td>原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>設計・開発通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原発 修通達 第2号</td> <td>第120条</td> </tr> <tr> <td>8.2.1</td> <td>設計・開発</td> <td>原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>原子力部門における管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成27 調原 通達 第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.4</td> <td>調達</td> <td>原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>監視機器・測定機器管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原発 修通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5.5</td> <td>調達製品の保存</td> <td>原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>監視機器・測定機器管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原発 修通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.6</td> <td>監視機器および測定機器の管理</td> <td>原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>品質目標通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原発 証通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.3</td> <td>プロセスの監視および測定</td> <td>原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>原子力部門における内部監査通達</td> <td>経営監査室</td> <td>平成18 証調原 通達 第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.6</td> <td>検査および試験</td> <td>原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>検査・試験通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原発 修通達 第4号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.4</td> <td>データの分析</td> <td>原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>データ分析通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原発 証通達 第3号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項	1次文書	2次文書	7.2.2	外部とのコミュニケーション	原子力発電の安全に係る品質保証規程	外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 電通達 第3号		7.2.3	原子力安全の達成	原子力発電の安全に係る品質保証規程	設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 修通達 第2号	第120条	8.2.1	設計・開発	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力部門における管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成27 調原 通達 第1号		7.4	調達	原子力発電の安全に係る品質保証規程	監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 修通達 第3号		7.5.5	調達製品の保存	原子力発電の安全に係る品質保証規程	監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 修通達 第3号		7.6	監視機器および測定機器の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 証通達 第3号		8.2.3	プロセスの監視および測定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18 証調原 通達 第1号		7.6	検査および試験	原子力発電の安全に係る品質保証規程	検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 修通達 第4号		8.2.4	データの分析	原子力発電の安全に係る品質保証規程	データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 証通達 第3号		<p>第11条（原子炉施設の定期的な評価）</p> <p>【変更なし】</p> <p>・ 条番号変更および「保安活動」の定義の明確化等の審査基準の変更が行われたが、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <p>・ 安全管理通達（既存）</p>	<p>原子炉施設の定期的な評価については既に記載していることから変更なし。</p>
				本品質保証計画関連条項	項目				社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項																																																														
1次文書	2次文書																																																																										
7.2.2	外部とのコミュニケーション	原子力発電の安全に係る品質保証規程	外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 電通達 第3号																																																																						
7.2.3	原子力安全の達成	原子力発電の安全に係る品質保証規程	設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 修通達 第2号	第120条																																																																					
8.2.1	設計・開発	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力部門における管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成27 調原 通達 第1号																																																																						
7.4	調達	原子力発電の安全に係る品質保証規程	監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 修通達 第3号																																																																						
7.5.5	調達製品の保存	原子力発電の安全に係る品質保証規程	監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 修通達 第3号																																																																						
7.6	監視機器および測定機器の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 証通達 第3号																																																																						
8.2.3	プロセスの監視および測定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18 証調原 通達 第1号																																																																						
7.6	検査および試験	原子力発電の安全に係る品質保証規程	検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 修通達 第4号																																																																						
8.2.4	データの分析	原子力発電の安全に係る品質保証規程	データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発 証通達 第3号																																																																						
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十二條の三の二十四第一項の規定によ</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第4号</p> <p>発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p>	<p>（保安に関する組織）</p> <p>・ 記載すべき職位、職務に</p> <p>・ 原子力発電の安全に係る</p> <p>・ 本店における組織図を記載する。</p>																																																																									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>四 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関する事項（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>○ 本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p>【本 店】</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項 (5) から (10) に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項および第 2 条の 3 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項 (5) から (10) に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育および運転員の教育・訓練を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p>	<p>本店を含むことの明確化の審査基準の変更が行われた。</p>	<p>品質保証規程 (既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電の安全に係る品質保証規程 (既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本店における職務を記載する。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>(6) 原子炉安全部門統括は、原子炉発電所の安全管理および原子炉発電施設的安全評価に関する業務を統括する。(その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(7) 原子炉発電部門統括は、原子炉発電の品質保証活動および原子炉発電所の運転保守(運転員の教育・訓練を含む)、放射線管理、放射性廃棄物管理ならびに原子炉発電施設的设计・保全に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子炉技術部門統括(原子炉技術)は、原子炉発電施設的设计・保全(原子炉技術部門統括(土木建築)および原子炉発電部門統括が所管する業務を除く。)および高経年対策に関する技術的業務を統括する。(火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(9) 原子炉技術部門統括(土木建築)は、原子炉発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全(原子炉発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。(その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子炉発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子炉部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(17) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>上流規制との整合を踏まえ記載を明確化。</li> </ul>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	<p>○ 事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>（保安に関する組織） 第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4のとおりとする。</p> <p>※ 3. 1. 2 時間担当および 3 時間担当</p>	<p>記載すべき職位、職務に本店を含むことの明確化の審査基準の変更が行われた。</p>	<p>該当規定文書 ・ 原子力発電の安全に係る品質保証規程（既存）</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要 ・ 発電所における組織図、職務を記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第95条（発電用原子炉主任技術者の選任等）</p> <p>法第四十三条の三の二十六第六一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三条の三の二十六第六一項の原子力規制委員会規則で定める業務の期間は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間</p> <p>二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間</p> <p>三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間</p> <p>四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>実用炉規則第92条第1項第5号、6号、7号</p> <p>発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>○ 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために指示に従うことを含む。）について</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年化対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に關する業務を含む。</p> <p>(27) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(28) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができ品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準により新たに新に行う活動について、職務内容を反映する。</li> <li>上流規制との整合を踏まえ記載を明確化。</li> <li>炉主任を兼任する際の独立性確保について反映する。</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <p>安全管理通達（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉主任技術者の選任に当たっては、原子炉施設の工事または保守管理、原子炉の運転、原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価、原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任することと定める。（新規記載）</li> <li>また、同一型式の原子炉で兼任することについて削除する。</li> <li>原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任することを定めており、その職位は本店の保安に関する役職者とする。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>3 法第四十三條の三の二十六第二項で雇用する法第四十條第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>第92条（保安規定） 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること。</p> <p>六 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三條第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四條第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること。</p> <p>七 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三條第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四條第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること。</p>	<p>適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置づけがなされていること。</p> <p>○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>保安規定審査基準の「<u>発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること</u>」を記載する。</p> <p>4. 代行者の職位は、課（室）長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいづれかの職位を兼任する場合は、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（非常召集可能圏外に離れる場合を含む）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>（原子炉主任技術者の職務等） 第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表10-2に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第134条第1項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>変更する。(以下、同様。)</p> <p>・別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-2 参照</p>	<p>安全管理通達（既存）</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・ 兼務することができている職位は、その職務としての判断と原子炉主任技術者としての判断が相反しないよう品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保安計画課長のいずれかかの職位とすることを定める。（新規記載）</p> <p>・ 代行者の職位は課（室）長以上役職者とすることを定める。（新規記載）</p> <p>・ 職務を遂行できない場合の代行者との交代、長期に渡る場合はあらかじめ選任することを定める。（新規記載）</p> <p>・ 各条文中にて追加された炉主任の確認項目について表に追加する。（新規記載）</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																																		
		<p>表10-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第13条 (運転員等の確保)</td> <td>第5項および第7項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第24条 (制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第32条 (軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第36条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第93条 (異常取戻後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第97条 (燃料の取替等)</td> <td>第1項に定める燃料装荷実施計画</td> </tr> <tr> <td>第105条 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第131条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第132条 (請負会社従業員への保安教育)</td> <td>請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>表10-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第18条 (火災発生時の体制の整備)</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第18条の2 (火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第18条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第18条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)</td> <td>地震、津波、竜巻および火山(降灰)等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第85条 (重大事故等対処設備)</td> <td>要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第88条 (運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足しているかどうかを判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行は第2項に定める必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>第89条 (子防安全を目的とした点検・保修を実施する場合)</td> <td>第11項に定める運転上の制限外から復帰しているかどうかを判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第91条 (異常時の基本的な対応)</td> <td>異常が発生した場合の原因調査および対応措置</td> </tr> <tr> <td>第92条 (異常時の措置)</td> <td>異常の取束</td> </tr> <tr> <td>第134条 (報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第13条 (運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築	第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画	第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画	第24条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第32条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第36条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第93条 (異常取戻後の措置)	原子炉の再起動	第97条 (燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画	第105条 (管理区域の設定・解除)	第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第131条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第132条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	条文	内容	第18条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果	第18条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波、竜巻および火山(降灰)等が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第85条 (重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認	第88条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足しているかどうかを判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行は第2項に定める必要な安全措置	第89条 (子防安全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第11項に定める運転上の制限外から復帰しているかどうかを判断した場合	第91条 (異常時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	第92条 (異常時の措置)	異常の取束	第134条 (報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合			
条文	内容																																																						
第13条 (運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築																																																						
第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画																																																						
第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画																																																						
第24条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																																						
第32条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																																						
第36条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																						
第93条 (異常取戻後の措置)	原子炉の再起動																																																						
第97条 (燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画																																																						
第105条 (管理区域の設定・解除)	第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																						
第131条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																																																						
第132条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画																																																						
条文	内容																																																						
第18条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																						
第18条の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																						
第18条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																						
第18条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波、竜巻および火山(降灰)等が発生した場合に講じた措置の結果																																																						
第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																																																						
第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果																																																						
第85条 (重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認																																																						
第88条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足しているかどうかを判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行は第2項に定める必要な安全措置																																																						
第89条 (子防安全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第11項に定める運転上の制限外から復帰しているかどうかを判断した場合																																																						
第91条 (異常時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置																																																						
第92条 (異常時の措置)	異常の取束																																																						
第134条 (報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>原子炉発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第87条第9号に定める事象が生じた場合</p> <p>第91条に定める異常が発生した場合</p> <p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>	<p>表10-3</p> <p>記録項目</p> <p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</p> <p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p> <p>4. 引継日誌</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</p> <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄場所および方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。</p> <p>○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。</p>	<p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p> <p>第3条 (品質保証計画)</p> <p>第5条 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限</p> <p>社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。</p> <p>第5条 (保安に関する職務)</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。 [中略]</p> <p>(28) 発電用原子炉主任技術者(以下、「原子炉主任技術者」という。)を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災課長、技術課長または保安計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p> <p>第6条 (原子力発電安全委員会)</p> <p>第8条 (原子力発電安全運営委員会)</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第11号にて整理】</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 [中略]</p> <p>4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。 (電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第9条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職位は、課(室)長以上とする。</p> <p>3. 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、課(室)長以上またはこれに準ずるものとする。</p> <p>4. 電気主任技術者またはボイラー・タービン主任</p>	<p>・ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けを第3条において明確にする。</p> <p>・ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の兼任について反映する。</p> <p>(別途、変更認可済み)</p> <p>(別途、変更認可済み)</p>	<p>・ 原子力発電の安全に係る品質保証規程(既存)</p> <p>・ 安全管理通達(既存)</p>	<p>・ 炉主任が他職位と兼任した場合、担当号炉に関する他職位の業務は実施せず、上位職が実施する。 (新規記載)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する</p>	<p>保安教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。</li> <li>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</li> <li>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育の内容を確認すること。</li> </ul>	<p>記載すべき内容</p> <p>技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者またはボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p> <p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第10条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物<sup>※1</sup>の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示、指導、助言する。</p> <p>(2) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) その他原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電工作物をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>【第3条、第8条については、内部コミュニケーションに関する記載の変更がないため省略】</p>	<p>(別途、変更認可済み)</p>	<p>教育・訓練通達（既存）</p>	<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の措置に関する事項、火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の措置に関する事項について反映する。（新規記載）</p>
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第8号 保安教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。</li> <li>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</li> <li>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育の内容を確認すること。</li> </ul>	<p>記載すべき内容</p> <p>技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者またはボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p> <p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第10条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物<sup>※1</sup>の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示、指導、助言する。</p> <p>(2) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) その他原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電工作物をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>【第3条、第8条については、内部コミュニケーションに関する記載の変更がないため省略】</p>	<p>(別途、変更認可済み)</p>	<p>教育・訓練通達（既存）</p>	<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の措置に関する事項、火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の措置に関する事項について反映する。（新規記載）</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>ること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>とが定められていること。</p> <p>○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さざることと徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とそれの見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4. 所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。</p> <p>5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>表131-1 保安教育実施方針(総括表)他 【補足説明資料-3 参照】</p> <p>(請負会社従業員への保安教育) 第132条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全に必要な教育が表132の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全に必要な教育が表132の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取替に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表131-1、表131-2および表131-3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技師者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>4. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負</p>	<p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-3 参照</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 請負会社従業員に対する重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の措置に関する事項、火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の措置に関する事項について反映する。</p> <p>・ 教育・訓練通達(既存)</p> <p>・ 主語の明確化</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</p>	<p>・ 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の措置に関する事項、火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>【参考】(重大事故対処設備等について直接規定なし)            法第三條(発電用原子炉の設置の許可の申請)法第四十三條の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>七 法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。  <u>イ 運転時の異常な過渡変化(設置許可基準規則第二條第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。)</u> 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第9号</b>  <b>発電用原子炉施設の運転</b></p> <p>○ 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p>	<p>会社従業員に対し、安全に必要な教育が表1.3.1-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること(重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む))の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全に必要な教育が表1.3.1-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置に関すること)の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第3項、4項および5項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-4 参照</p> <p>重大事故等の対応に必要な力量を有する者を確保</p>	<p>運転管理通達(既存)</p>	<p>運転員等の確保について記載する。            重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載)</p>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																
	<p>○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ 運転員の引継ぎ時に実施すべき事項について定められていること。</p>	<p>※2：当直課長を含む。 ※3：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。</p> <p>表1.3-2</p> <table border="1" data-bbox="276 949 427 1379"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>B 中央制御室 (3号炉)</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3</td> <td>2名以上※4</td> </tr> </table> <p>※4：当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。</p> <p>表1.3-3</p> <table border="1" data-bbox="523 949 922 1379"> <tr> <th>運転モード</th> <th>緊急時対策本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6の場合</td> <td>4名以上</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3</td> <td>2名以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3</td> <td>5名以上</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(運転管理に関する社内標準の作成) 第15条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉の起動および停止操作に関する事項</li> <li>巡視点検に関する事項</li> <li>異常時の措置に関する事項</li> <li>警報発生時の措置に関する事項</li> <li>原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</li> <li>定期的実施するサーベランスに関する事項</li> <li>誤操作の防止に関する事項</li> <li>火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</li> <li>重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</li> </ol> <p>第16条 (引 継)</p>	中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉)	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	2名以上※4	運転モード	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	モード1、2、3、4、5および6の場合	4名以上	3名以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	2名以上		モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	5名以上	—	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 第4章 運転管理に新規追加された第18条関連に関する事項の追記 主語の明確化 設置変更許可申請書で前掲とした運転管理事項の反映 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-5 参照</p> <p>審査基準に変更がないことから、審査基準を受け</p>	<p>運転管理通達 (既存)</p>	<p>誤操作の防止に関する事項について記載する。 「火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項」及び「重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項」について記載する。(新規記載)</p> <p>運転員の引継ぎについては既に記載していることから変更なし。</p>
中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉)																				
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	2名以上※4																				
運転モード	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																			
モード1、2、3、4、5および6の場合	4名以上	3名以上																			
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	2名以上																				
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	5名以上	—																			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 【変更なし】	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項) 第17条 各課(室)長は、原子炉の起動開始まで、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>た保安規定への反映事項はない。</p> <p>審査基準の変更はないが、重大事故等対処設備が新設されたことを踏まえ、複数課(室)で実施し、点検結果の集約を反映。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-7 参照</p>	<p>・ 運転管理通達 (既存)</p>	<p>・ 原子炉起動前に確認すべき事項について、重大事故等対処設備を追記する。</p>
<p>○ 地震・火災・有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>第18条 (火災発生時の体制の整備)</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第20号にて整理】</p> <p>第18条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第21号にて整理】</p> <p>第18条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第21号の2にて整理】</p> <p>【添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)参照】</p> <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 技術課長は、原子炉施設内において、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)をい。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>*)</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計</p>	<p>(有毒ガス対応は別途申請予定)</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-8~11 参照</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-10, 11 参照</p> <p>美浜3号炉に対する火山影響等発生時の措置を新たに追加する。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-34 参照</p>	<p>・ 火災防護通達 (既存)</p> <p>・ 運転管理通達 (既存)</p>	<p>・ その他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の対応について記載する。(新規記載)</p> <p>・ 航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断すること。また、防護措置が必要と判断された場合の対応等について記載する。(新規記載)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的な評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1:その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p> <p>【添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)は、別紙参照】</p>				

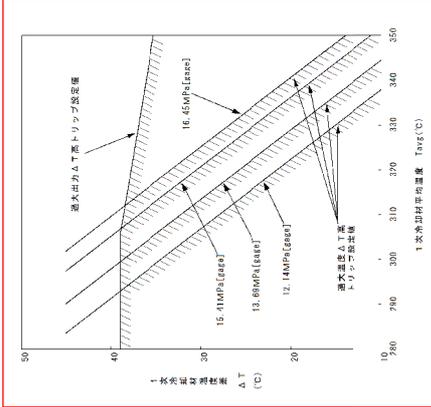
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	<p>保安規定審査基準</p> <p>○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉施設の重要な機能に關して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に對 応した運 転上 の 制 限（ Limiting Conditions for Operation、以下「LC0」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーペランス」という。）、LC0 を満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time、以下「AOT」という。）が定められていること。なお、LC0等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更許可申請において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>（資機材等の整備）</p> <p>第18条の4 各課（室）長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) <u>所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</u></p> <p>(2) <u>所長室長、発電室長、電気保修課長、計装保修課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</u></p> <p>第19条（水質管理）</p> <p>【変更なし】</p> <p>第3節 運転上の制限</p> <p>【第20条～第27条、第29条～第33条、第36条～第46条、第48条～第69条、第71条、第72条、第74条、第75条、第77条～第82条、第84条、第86条及び第86条の2省略】</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。</li> <li>主語の明確化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>重大事故等対処設備のLC0等の設定について審査基準に追加あり。</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> <li>運転管理通達（既存）</li> <li>運転管理通達（既存）</li> <li>運転管理通達（既存）</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資機材等の管理に関する事項について記載する。（新規記載）</li> <li>原子炉冷却材の水質管理については、既に記載していることから変更なし</li> <li>保安規定に関する運転管理項目および運転制限の遵守を行う旨を記載</li> <li>保安規定に関する運転制限の変更を反映する。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定													
		記載すべき内容	記載の考え方												
		<p>(1) 当直課長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上の充てん/高圧注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表28-2で定める頻度で確認する。 (中略)</p> <p>表28-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸濃度</td> <td>21,000 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>17.6 m<sup>3</sup> 以上*2</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65℃ 以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*3：全ほう酸タンクの合計水量をいう。</p>	項目	制限値	確認頻度	ほう酸濃度	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	17.6 m <sup>3</sup> 以上*2	1週間に1回	ほう酸水温度	65℃ 以上		<p>社内規定文書</p> <p>該当規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
項目	制限値	確認頻度													
ほう酸濃度	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回													
ほう酸水量 (有効水量)	17.6 m <sup>3</sup> 以上*2	1週間に1回													
ほう酸水温度	65℃ 以上														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		<p>第 3 4 条 (計測および制御設備)</p> <p>【表 3 4 - 7 中央制御室外原子炉停止装置について変更 補足説明資料-12 にて説明】</p> <p>【表 3 4 - 2 原子炉保護計装、表 3 4 - 3 工学的安全施設等(作動計装)について変更 補足説明資料-13 にて説明】</p> <p>(DNB比)</p> <p>第 3 5 条 モード1において、DNB比は、表 3 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。(中略)</p> <p>図 3 5 - 1 過水温度ΔT高および過水圧ΔT高トリップ設定値制限図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に關する規則解釈(平成 25 年 7 月 9 日)において、「引き続き低温停止できる機能を有した装置であること」が明確化されたこととの反映</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-12 参照</li> <li>安全保護系の設定値について、許可、工認、保安規定記載値の考え方を整理し、一部変更する。</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-13 参照</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達(既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モード要求の変更等について反映する。</li> <li>安全保護系の設定値変更について反映する。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		<p>記載すべき内容</p> <p>(1) 1次冷却材漏えい率) 第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装係修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 電気係修課長および計装係修課長は、定期検査時に、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>*1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m<sup>3</sup>/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-14 参照</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安規定に関する運転管理項目および運転制限の遵守を行う旨を記載</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要						
		<p>表4.7-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1256 225 1379">項目</th> <th data-bbox="204 943 225 1256">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1256 740 1379">原子炉格納容器内への漏えい率</td> <td data-bbox="225 943 740 1256"> <p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認された「未確認の漏えい率」という。）が <b>0.23 m<sup>3</sup>/h</b> 以下であること<sup>※2</sup></p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が <b>2.3 m<sup>3</sup>/h</b> 以下であること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 1256 1011 1379">原子炉格納容器内漏えい監視装置</td> <td data-bbox="740 943 1011 1256"> <p>(1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置<sup>※3</sup>が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。</p> <p>※3：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は除く。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認された「未確認の漏えい率」という。）が <b>0.23 m<sup>3</sup>/h</b> 以下であること<sup>※2</sup></p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が <b>2.3 m<sup>3</sup>/h</b> 以下であること</p>	原子炉格納容器内漏えい監視装置	<p>(1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置<sup>※3</sup>が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること</p>			
項目	運転上の制限										
原子炉格納容器内への漏えい率	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認された「未確認の漏えい率」という。）が <b>0.23 m<sup>3</sup>/h</b> 以下であること<sup>※2</sup></p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が <b>2.3 m<sup>3</sup>/h</b> 以下であること</p>										
原子炉格納容器内漏えい監視装置	<p>(1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置<sup>※3</sup>が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること</p>										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書														
		<p>(制御用空気系) 第70条 モード1、2、3および4において、 制御用空気系は、表70-1で定める事項を運 転上の制限とする。 2. 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満 足していることを確認するため、次号を実施す る。 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4におい て、1日に1回、制御用空気圧力を確認する。 3. 当直課長は、制御用空気系が第1項で定める運転 上の制限を満足していないと判断した場合、表70 -3の措置を講じる。</p> <p>表70-1</p> <table border="1" data-bbox="517 949 596 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気系</td> <td>運転上の制限 制御用空気圧力が表70-2で 定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表70-2</p> <table border="1" data-bbox="644 949 724 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気圧力 (母管圧力)</td> <td>0.59 MPa [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表70-3</p> <table border="1" data-bbox="772 949 1091 1379"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御用空気圧力 が表70-2で 定める制限値を 満足していない 場合</td> <td>A.1. 当直課長は、 当該系統の制御 用空気圧力を制 限値内に回復さ せる。 B.1. 当直課長は、 モード3にす る。 および B.2. 当直課長は、 モード5にす る。</td> <td>1時間      1-2時間  5-6時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(外部電源) 第73条 モード1、2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間にお いて、外部電源<sup>※</sup>は、表73-1で定める事項を運 転上の制限とする。 2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足して いることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6およ び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に 電力供給可能な外部電源2回線以上の電圧が確立 していること、および1回線以上は他の回線に対し</p>	項目	制限値	制御用空気系	運転上の制限 制御用空気圧力が表70-2で 定める制限値内にあること	項目	制限値	制御用空気圧力 (母管圧力)	0.59 MPa [gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御用空気圧力 が表70-2で 定める制限値を 満足していない 場合	A.1. 当直課長は、 当該系統の制御 用空気圧力を制 限値内に回復さ せる。 B.1. 当直課長は、 モード3にす る。 および B.2. 当直課長は、 モード5にす る。	1時間      1-2時間  5-6時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規定変更に係る基本方針 4.1 ILCO 等を設定する設備」の考え方より、新規に設定する。</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-15 参照</li> <li>本条の新規追加により、既存の第70条、第71条が1条繰り上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達 (既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安規定に関する運転管理項目および運転制限の遵守を行う旨を記載</li> </ul>
項目	制限値																		
制御用空気系	運転上の制限 制御用空気圧力が表70-2で 定める制限値内にあること																		
項目	制限値																		
制御用空気圧力 (母管圧力)	0.59 MPa [gage]以上																		
条件	要求される措置	完了時間																	
A. 制御用空気圧力 が表70-2で 定める制限値を 満足していない 場合	A.1. 当直課長は、 当該系統の制御 用空気圧力を制 限値内に回復さ せる。 B.1. 当直課長は、 モード3にす る。 および B.2. 当直課長は、 モード5にす る。	1時間      1-2時間  5-6時間																	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>設置許可基準規則第33条 (保安電源設備) に基づく記載とする。</li> <li>設置許可基準規則第33条 (保安電源設備) において外部電源の「独立性」が要求事項として追加されたこととの反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規定に関する運転管理項目および運転制限の遵守を行う旨を記載</li> </ul>														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要									
		<p>て独立性を有していることを確認する。</p> <p>変圧器1次側において1相開放を検出した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。</p> <p>また、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表7.3-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第7.9条および第8.0条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 相開放故障についての対応を保安規定に反映</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-16 参照</li> </ul>												
		<p>表7.3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 2回線<sup>※3</sup>以上が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所またはは閉閉所のみに係合しないこと」をいう。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 2回線 <sup>※3</sup> 以上が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること <sup>※4</sup>									
項目	運転上の制限														
外部電源	(1) 2回線 <sup>※3</sup> 以上が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること <sup>※4</sup>														
		<p>表7.3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値<sup>※5</sup>を確認する。および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 30日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が1</td> <td>B.1 当直課長は、動作可能な外部電源につ</td> <td>4時間 その後の</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※5</sup> を確認する。および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日	B. 動作可能な外部電源が1	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源につ	4時間 その後の				
条件	要求される措置	完了時間													
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※5</sup> を確認する。および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日													
B. 動作可能な外部電源が1	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源につ	4時間 その後の													

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書
		<p>回線である場合</p> <p>C. 動作可能な外部電源が1回線である場合およびディーゼル発電機1基が動作不能である場合<sup>※5</sup></p>	<p>いて、電圧が確立していることおよび電流値<sup>※5</sup>を確認する。および</p> <p>B. 2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線またはディーゼル発電機1基を復旧する<sup>※6</sup>。</p>	<p>1日に1回</p> <p>10日</p> <p>12時間</p>	
		<p>D. 全ての外部電源が動作不能である場合</p> <p>E. モード1、2、3および4において、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>F. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>D. 1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>E. 1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>F. 2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>24時間</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>	
		<p>F. 1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する<sup>※7</sup>。</p> <p>および</p> <p>F. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</p> <p>および</p> <p>F. 3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。</p>	<p>F. 1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する<sup>※7</sup>。</p> <p>および</p> <p>F. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</p> <p>および</p> <p>F. 3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	

※5：電流値の確認については、77kV 送電線の電流値を確認する。(予備変圧器から所内負荷へ給電時)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要										
		<p>※6：モード1、2、3および4以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。</p> <p>※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p> <p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)</p> <p>第76条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表76-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-3の措置を講じる。</p> <p>表76-1</p> <table border="1" data-bbox="783 927 991 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量<sup>※1</sup>、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること<sup>※2</sup>。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料油貯蔵タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料油貯蔵タンクの油量を確認する場合は、第85条(表85-1.5)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の2.4時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表76-2</p> <table border="1" data-bbox="1262 927 1449 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯蔵タンクの油量(保有油量)</td> <td>164 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3.6 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量 <sup>※1</sup> 、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること <sup>※2</sup> 。	項目	制限値	燃料油貯蔵タンクの油量(保有油量)	164 m <sup>3</sup> 以上	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m <sup>3</sup> 以上	<p>ディーゼル発電機2台が定格負荷で7日間運転する場合に必要な重油量とすることの反映</p> <p>運転管理通達</p> <p>燃料貯油槽の油量について、変更内容を反映する。</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限														
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量 <sup>※1</sup> 、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること <sup>※2</sup> 。														
項目	制限値														
燃料油貯蔵タンクの油量(保有油量)	164 m <sup>3</sup> 以上														
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m <sup>3</sup> 以上														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要													
		始動用空気だめ圧力	2.45 MPa [gage] 以上	<p>表76-3</p> <table border="1" data-bbox="264 943 687 1375"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合<sup>*1</sup></td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p> <p>(原子炉格納容器貫通部) 第83条 モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。 3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83の2-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p> <p>表83-1</p> <table border="1" data-bbox="1150 943 1398 1375"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること<sup>*1</sup> (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること<sup>*2</sup> (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること<sup>*2</sup>、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下の</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 <sup>*1</sup>	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること <sup>*1</sup> (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること <sup>*2</sup> (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること <sup>*2</sup> 、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること <sup>*3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停止時における新規制基準への対応により格納容器加圧事象の想定が必要となったことから保安規定に反映する。</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-17 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規定に関する運転管理項目および運転制限の遵守を行う旨を記載</li> </ul>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 <sup>*1</sup>	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																		
項目	運転上の制限																			
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること <sup>*1</sup> (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること <sup>*2</sup> (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること <sup>*2</sup> 、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること <sup>*3</sup>																			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要						
		<p>いづれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去システムによる冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%から30%の範囲内にある場合。</li> <li>・ 原子炉キャビティ水位がEL31.0m以上である場合。</li> </ul> <p>※2：閉止可能であることとは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>審査基準の変更を踏まえ重大事故等対処設備について、運転上の制限を満足していることの確認の内容及、満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間を保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安</li> </ul>	<p>運転管理通達（既存）</p>	<p>重大事故等対処設備について記載する。（新規記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アニュラス空気浄化設備について、「原子炉制御室の居住性を確保するための重大事故等対処設備」として位置づけられたことに伴い、中央制御室の居住性に関する手順等に放射性物質の濃度低減の目的を定める。</li> </ul> <p>なお、実施する手順については従来から整備しており、記載に変更はない。</p>						
		<p>表83-2</p> <table border="1" data-bbox="598 943 1013 1377"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する*4。 および A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認*5する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p> <p>※5：運転中のポンプについては運転状態により確認する。</p> <p>（重大事故等対処設備）</p> <p>第85条 次の各号の重大事故等対処設備は、表85-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備</p> <p>(3) 炉心注水をするための設備</p> <p>(4) 1次冷却系の減圧をするための設備</p> <p>(5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する*4。 および A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認*5する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>審査基準の変更を踏まえ重大事故等対処設備について、運転上の制限を満足していることの確認の内容及、満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間を保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安</li> </ul>	<p>運転管理通達（既存）</p>	<p>重大事故等対処設備について記載する。（新規記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アニュラス空気浄化設備について、「原子炉制御室の居住性を確保するための重大事故等対処設備」として位置づけられたことに伴い、中央制御室の居住性に関する手順等に放射性物質の濃度低減の目的を定める。</li> </ul> <p>なお、実施する手順については従来から整備しており、記載に変更はない。</p>
条件	要求される措置	完了時間									
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する*4。 および A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認*5する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 規定への記載内容」の補 足説明資料-18、20-22 参照	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要						
		<p>記載すべき内容</p> <p>(7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備</p> <p>(8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備</p> <p>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</p> <p>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(14) 電源設備</p> <p>(15) 計装設備</p> <p>(16) 中央制御室</p> <p>(17) 監視測定設備</p> <p>(18) 緊急時対策所</p> <p>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、表85-2から表85-21に定める確認事項を実施する。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足しないと判断した場合、表85-2から表85-21の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>規定への記載内容」の補足説明資料-18、20-22参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」のLCO、AOT及びサーパーベランスの設定参照</li> </ul>								
		<p>表85-1</p> <table border="1" data-bbox="1145 947 1422 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める重大事故等対処設備</td> <td>(1) 表85-2、表85-12<sup>*</sup> <sup>1</sup>、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれ適用モードにおいて動作可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 表85-3から表85-15<sup>**</sup>、表85-17、表85-19および表85-21について、各表内に定める<sup>**3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 85-12-3が該当</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表85-2、表85-12 <sup>*</sup> <sup>1</sup> 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれ適用モードにおいて動作可能であること		(2) 表85-3から表85-15 <sup>**</sup> 、表85-17、表85-19および表85-21について、各表内に定める <sup>**3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アニュウエア空気浄化設備について、「原子炉制御室の居住性を確保するための重大事故等対処設備」として位置づけられたことに伴い、各要求事項を考慮し、LCO、要求される措置、AOT、要求される措置、AOT、要求される措置に設定する。</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安</li> </ul>		
項目	運転上の制限										
第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表85-2、表85-12 <sup>*</sup> <sup>1</sup> 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれ適用モードにおいて動作可能であること										
	(2) 表85-3から表85-15 <sup>**</sup> 、表85-17、表85-19および表85-21について、各表内に定める <sup>**3</sup>										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p> <p>○ LCOの確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。</p>	<p>原子炉施設保安規定 記載すべき内容</p> <p>※2：表85-3から表85-15のうち、表85-12については、85-12-1、85-12-2-2および85-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p> <p>表85-11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>85-11-1-1 水素排出、放射性物質の濃度低減(省略)</p> <p>表85-17 中央制御室</p> <p>85-17-1 居住性の確保および汚染の持ち込み防止(省略)</p> <p>(運転上の制限の確認) 第87条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、運転上の制限を満足していることを第3節第20条から第86条の第2項(以下、各条において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>2.この規定第2項で定める頻度および第3節第20条から第86条の第3項(以下、各条において「この規定第3項」という。)で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表87に定める範囲内で延長することができる<sup>※1,※2</sup>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない<sup>※1,※2</sup>。</p> <p>【3項から7項 省略】</p> <p>8.各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>※1：第2節で定められた頻度にも適用される。 ※2：第89条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p> <p>(運転上の制限を満足しない場合) 第88条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築</p>	<p>規定への記載内容」の補足説明資料-23参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料(2)LCO、AOT及びサーベランスの設定参照</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>第85条の新規追加に伴う変更</li> <li>主語の明確化</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6参照</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転上の制限を満足していることの確認について複数の条文で同一である場合は代表条文での確認にて実施したこととすることを追記</li> <li>第89条第3項の実施時期を反映</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達(既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LCOの確認については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
	<p>○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>第85条の新規追加に伴う変更</li> <li>設計基準事故等対処設備と重大事故等対処設備を兼ねる設備のサーベランス</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達(既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LCOを満足しない場合は、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>○ LCO に係る記録の作成について定められていること。</p>	<p>工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）が第3節第20条から第86条の2の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この判断を速やかに行う。</p> <p><b>【2項から7項 省略】</b></p> <p>8. 運転上の制限を満足していると判断するにあたり、当該条文の第2項で定める事項の一部または全部を実施した場合は、これを当該条文または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第2項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p><b>【10項 省略】</b></p> <p>11. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告するとともに当直課長に通知する。当直課長は、原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p><b>【12項 省略】</b></p> <p>（運転上の制限に関する記録） 第90条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。 2. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）ならびに当直課長を除く。）から運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む） (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<p>スについて、当該条文又は他の条文で定める事項の一部又は全部に代えることができず、主語の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LCOに係る記録については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	
	<p>○ 異常発生時の基本的対応事項及び探るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。</p>	<p>3. 当直課長は、各課（室）長（品質保証室長等および当直課長を除く。）から運転上の制限外へ移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保修の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、復帰していると判断した時刻</p> <p>（異常時の基本的な対応）</p> <p>第 9 1 条 当直課長は、原子炉施設に異常が発生した場合、発電室長に報告する。なお、本節における異常とは、次に定めるものをいう。</p> <p>(1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合*<sub>1</sub></p> <p>(2) 原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合</p> <p>(3) 原子炉を手動トリップした場合*<sub>1</sub></p> <p>2. 発電室長は、前項の報告を受けた場合、関係する各課（室）長に、その原因調査および対応措置を依頼するとともに、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3. 関係する各課（室）長は、第 2 項の依頼を受けた場合、原因調査および対応措置を実施するとともに、その結果を発電室長に連絡する。</p> <p>4. 発電室長は、第 3 項の連絡を受けた場合、原因および対応措置について、所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、当直課長に連絡*<sub>2</sub>する。</p> <p>5. 第 1 項に定める異常の原因が、第 9 3 条第 3 項に該当する場合は、第 2 項から第 4 項を省略することができる。</p> <p>※ 1：予定された検査または確認による場合を除く。</p> <p>※ 2：この場合の当直課長への連絡は、その時点での当直業務を担当している当直課長への連絡をいう。</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第 9 2 条 当直課長は、異常が発生した場合、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 当直課長は、第 1 項の必要な措置を講じるに当たっては、添付 1 に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。</p> <p>3. 異常が発生してから当直課長がその収束を判断するまでの期間は、第 3 節運転上の制限は適用されない。</p> <p>4. 当直課長は、前項の判断を行う場合、原子炉主任</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常発生時の基本的対応事項及びとるべき処置並びに異常収束後の措置については、既に記載されていることから変更なし。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の明確化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常発生時の基本的対応事項及びとるべき処置並びに異常収束後の措置については、既に記載されていることから変更なし。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の結果等を踏まえ、添付1の記載内容を見直し。</li> <li>記載の明確化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常発生時の基本的対応事項及びとるべき処置並びに異常収束後の措置については、既に記載されていることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p> <p>○ 予防保全を目的とした保安作業について、やむを得ず保安作業を行う場合には、法令に基づき点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。</p> <p>○ 予防保全を目的とした保安作業の実施について、AOT内に完了することが定められていないこと。予め想定される場合には、当該保安作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。</p>	<p>技術者の確認を得る。</p> <p>5. 第91条第1項の異常の原因が、第93条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p> <p>(添付1 異常時の運転操作基準(第92条関連)) 【省略】</p> <p>(異常収束後の措置)</p> <p>第93条 当直課長は、第91条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対する対策が講じられていることおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2. 当直課長は、第91条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3. 当直課長は、第91条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、第2項によらず原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合</p> <p>(2) 第18条、第18条の2の2または第18条の3の措置として原子炉をトリップさせた場合</p> <p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第89条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長課長、所長室課長(総務)、技術課長、保安計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するた め、計画的に運転上の制限外に移行する場合、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する*1。なお、運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*1。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、表89で定める設備について、保安計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、<u>同表に定める点検時の措置を実施する。</u></p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の明確化。</li> <li>第18条の2、第18条の3の追記に伴う反映</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達(既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第18条の2の2、第18条の3の手順の整備を記載</li> </ul>
	<p>○ 予防保全を目的とした保安作業の実施について、AOT内に完了することが定められていないこと。予め想定される場合には、当該保安作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。</p>	<p>審査基準に変更なし。</p> <p>主語の明確化</p> <p>別紙「保安規定審査基準」の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6参照</p>	<p>審査基準に変更なし。</p> <p>主語の明確化</p> <p>別紙「保安規定審査基準」の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6参照</p>	<p>運転管理通達(既存)</p>	<p>予防保全を目的とした保安作業については、既に記載していることから変更なし。</p> <p>予防保全を目的とした保安作業については、法令に基づき点検・補修、自プラント及び他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検・保修等に限ることを定める。</p>
			<p>保安計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は点検時の措置を追記。</p> <p>別紙「保安規定審査基準</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-24 参照	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>第88条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保修を行う場合、関係課(室)長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第1項を実施する場合、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置<sup>※2</sup>を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第88条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項または第3項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかつた場合は第2項の場合において安全措置を実施できなかつた場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰しているとは判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第2項に基づく点検・保修および第3項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているとは判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。</p> <p>※2：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>「重大事故」の定義を保安規定に反映する。</p>		

【表89-1 新規追加】

(構成および定義)

第12条

【1項 省略】

3. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>(3) 「重大事故」とは、実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離管理)</p> <p>第1.9条の2 発電室長は、定期検査時に、通常時間、事故時間となる手動弁のうち、間となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第1弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理について記載。</li> </ul>	<p>運転管理通達（既存）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理について記載。</li> </ul>	<p>設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理について記載。</li> </ul>	<p>運転管理通達（既存）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理について記載。</li> </ul>
<p>＜参考＞第47条（施設定期検査の実施） 新規条文追加</p> <p>（規定内容の変更なし）</p> <p>第92条（保安規定） 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。 十 発電用原子炉の運転期間に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第10号</b> <b>発電用原子炉の運転期間</b></p> <p>○ 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。</p>	<p>第1.2条の2（原子炉の運転期間）</p> <p>【変更なし】</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更がないことか、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p>		
	<p>○ 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間中は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間として</p> <p>○ 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第10号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書（原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。）が添付されていること。</p>	<p>第9.7条（燃料の取替等）</p> <p>【変更なし】</p> <p>【手続きに関する事項であり、記載なし】</p>	<p>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子燃料管理通達（既存）</li> <li>原子燃料サイクル通達（既存）</li> </ul>	<p>取替炉心の安全性評価等については、既に記載していることから変更なし。</p>	
	<p>○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載</p>	<p>【手続きに関する事項であり、記載なし】</p>	<p>手続きに関する事項ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手続きに関する事項であるため、保安規定及び2次文書他には記載しない。</li> </ul>		<p>手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	
	<p>記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）、のうちのいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第48条に定める定期検査を受け、発電用原子炉の運転期間（定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。</p> <p>実用炉規則第82条第4項の見直し結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高齢化対策実施ガイド」（原管P案第1306198号平成25年6月19日原子力規制委員会決定）を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていないこと。</p> <p>○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。</p> <p>○ 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p> <p>○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可</p>	<p>し]</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p> <p>るため、保安規定には記載しない。</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
	<p>○ 運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>○ 運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>○ 運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十一 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</p> <p><b>実用炉規則第92条第1項第11号</b>  <b>発電用原子炉施設の運転の安全審査</b></p> <p>○ 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(原子力発電安全委員会)          第6条 本店に原子力発電安全委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。</p> <p><b>【2項、3項 省略】</b></p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(原子力発電安全運営委員会)          第8条 発電所に原子力発電安全運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正          (a) 運転員の構成人員に関する事項          (b) 当直の引継方法に関する事項          (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項          (d) 巡視点検に関する事項          (e) 異常時の措置に関する事項          (f) 警報発生時の各設備の運転操作に関する事項          (g) 定期的に実施するサーベランスに関する事項          (h) 誤操作の防止に関する事項          (i) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項          (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p><b>【以下、省略】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> <li>設置変更許可申請書で前掲とした運転管理事項の反映</li> <li>第4章 運転管理に新規追加された第18条関連に関する事項の追記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部コミュニケーション通達 (既存)</li> <li>内部コミュニケーション通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電安全委員会については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>「運転管理に関する社内標準の制定及び改正」の項目に「誤操作防止に関する事項」、「火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項」及び「重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項」を記載する。(新規記載)</li> </ul>
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十一 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第12号</b>  <b>管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定等</b></p> <p>○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置</p>	<p>(管理区域の設定・解除)          第105条 管理区域は、添付4に示す区域とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>添付番号の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域の設定及び解除については、既に記載していることから</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。 十二 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に 関すること。</p>	<p>保安規定審査基準 置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>記載すべき内容 2. 放射線管理課長は、管理区域を壁・柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることにより明らか らかに他の場所と区別する。 3. 放射線管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 4. 放射線管理課長は、添付4における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表1.0.5に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができ る。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>添付4 (参照) 1. 管理区域全体図 1.1. 3号炉 管理区域図その4 1.2. 3号炉 管理区域図その5 1.3. 3号炉 管理区域図その6</p>	<p>記載の考え方 ・ 外部遮へい壁面震補強工事、主蒸気・主給水配管区画工事を完了により添付4管理区域図を変更する。 ・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-25 参照</p>	<p>当該規定文書</p>	<p>社内規定文書 変更なし。</p>	
<p>○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>第107条 (管理区域内における特別措置) 【変更なし】</p>	<p>記載の考え方 ・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <p>・ 添付番号の変更</p>	<p>放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下、「汚染のおそれのない管理区域」という。) (2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域 2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。</p>	<p>放射線管理課長 (既存)</p>	<p>管理区域内の区域区分については、既に記載していることから変更なし。</p>	
<p>○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の</p>	<p>○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の</p>	<p>記載の考え方 ・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <p>・ 添付番号の変更</p>	<p>放射線管理課長 (既存)</p>	<p>放射線管理課長 (既存)</p>	<p>管理区域内の区域区分については、既に記載していることから変更なし。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>○ 保安区域を明示し、保安区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>第108条 (管理区域への出入管理) 【変更なし】</p> <p>第109条 (管理区域出入者の遵守事項) 【変更なし】</p> <p>第116条 (管理区域外等への搬出および運搬) 【変更なし】 (発電所外への運搬) 第117条 各課(室)長(品質保証室長および当直隊長を除く。)は、核燃料物質等(第94条、第99条および第100条に定める物を除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(保安区域) 第110条 保安区域は、添付5に示す区域とする。</p> <p>【2項から3項 省略】 添付5 保安区域(周辺監視区域)</p> <p>第111条 (周辺監視区域) 図111 (請負会社の放射線防護) 第118条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。 (1) 管理区域出入者の遵守事項 イ. 出入方法に関すること。 ロ. 個人線量計の着用に関すること。 ハ. 保護衣の着用に関すること。 ニ. 汚染拡大防止措置に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>主語の明確化</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</li> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>添付資料番号の繰上げを行う。</li> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>記載の適正化</li> <li>審査基準に変更はない。</li> <li>主語の明確化</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域への出入管理については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>管理区域から退出する場合等の表面汚染密度については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項等については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>管理区域外等への搬出及び運搬については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>管理区域外等への搬出及び運搬については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>保安区域については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>周辺監視区域の立ち入りについては、既に記載していることから変更なし。</li> <li>請負会社の放射線防護については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	保安規定審査基準	<p>ホ、管理区域内外での飲食および喫煙に関すること。                      (2) 線量評価の項目および頻度に関すること。                      (3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること。                      2. 各課(室)長(当直課長を除く)は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。                      (頻度の定義)                      第119条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表1119のとおりとする。                      【以下、省略】</p>			
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。                      十三 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第13号</b>  <b>排気監視設備及び排水監視設備</b></p> <p>○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法を並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>第101条 (放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>【変更なし】</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)                      第102条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。                      【以下、省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>審査基準に変更はない。</li> <li>主語の明確化</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性液体廃棄物管理通達 (既存)</li> <li>放射性気体廃棄物管理通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性液体廃棄物の管理については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>放射性気体廃棄物の管理については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。                      十四 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第14号</b>  <b>線量、線量当量、汚染の除去等</b></p> <p>○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</p> <p>○ 実用炉規則第78条に基づき、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p>第112条 (線量の評価)</p> <p>【変更なし】</p> <p>第113条 (床・壁等の除染)</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>審査基準に変更は法令の条文番号のみであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理通達 (既存)</li> <li>放射線管理通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線業務従事者が受ける線量の評価については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>床・壁等の除染については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>○ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。</p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。</p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに係る事項については、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30 原院第6号（平成18年1月30日 原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20 原院第4号（平成23年7月1日 同院改正））を参考として記載していること。</p> <p>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p> <p>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日 原子力安全・保</p>	<p>第114条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）</p> <p>図114 第116条（管理区域外等への搬出および運搬） 【変更なし】</p> <p>第116条（管理区域外等への搬出および運搬） 【変更なし】</p> <p>（発電所外への運搬） 第117条 各課（室）長（品質保証室長および当直課長を除く。）は、核燃料物質等（第94条、第99条および第100条に定める物を除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p> <p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p> <p>第100条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 【変更なし】</p> <p>第104条（頻度の定義）</p>	<p>・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <p>・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <p>・ 審査基準に変更は「発電所」→「事業所」の変更のみであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <p>・ 主語の明確化</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</p> <p>・ 実施基準の変更は「文書番号の適正化」であり、審査基準を受けた保安規定の変更はない。</p>	<p>・ 放射線管理通達（既存）</p> <p>・ 放射線管理通達（既存）</p> <p>・ 放射線管理通達（既存）</p> <p>・ 放射線管理通達（既存）</p> <p>・ 放射性廃棄物管理通達（既存）</p>	<p>・ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定については、既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する事項については、既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する事項については、既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 核燃料物質等の事業所外への運搬については、既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 放射性廃棄物でない廃棄物の管理については、既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の二の四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十五 放射線測定器の管理に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。</p> <p>○ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>【変更なし】</p> <p>第113条（床・壁等の除染） 【変更なし】</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） 表-1-6 中央制御室の居住性に関する手順等 居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減 （配慮すべき事項） ○ 放射線管理 チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>【第105条、第109条、第110条に管理区域に関して記載するが、ここでは省略】</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置を記載</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物管理通達（既存）</li> <li>S.A所達（新規）</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染拡大防止については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>中央制御室、緊急時対策所の汚染拡大防止に必要な措置ついて追加</li> </ul>
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の二の四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十五 放射線測定器の管理に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第15号放射線測定器の管理</p> <p>○ 放射線測定器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</p> <p>○ 放射線測定器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>【変更なし】</p> <p>第103条（放出管理用計測器の管理）</p> <p>（放射線計測器類の管理） 第115条 放射線管理課長および計装保修課長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>放射線計測器の管理に第85条重大事故等対処設備の機器も含めて管理する旨の記載を追加した。</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物管理通達（既存）</li> <li>S.A所達（新規）</li> <li>放射線管理通達（既存）</li> <li>S.A所達（新規）</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放出管理用計測器については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>第85条重大事故等対処設備で管理する機器について記載する。</li> </ul>

表115

分類	計測器種類	担当	数量
被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台※2
放射線管理用計測器※1	線量当量率測定用サーベイメータ		4台※2
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理課長	3台※2
	退出モニタ		2台※3
	放射線計測器※1		2台※2※4

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																		
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十六 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</p> <p>第80条（発電用原子炉施設の巡視及び点検）</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 原子炉冷却系統施設</li> <li>二 制御材駆動設備</li> <li>三 電源、給排水及び排気施設</li> </ol>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第16号</b></p> <p><b>発電用原子炉施設の巡視及び点検</b></p> <p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。</p>	<p>積算線量計</p> <table border="1" data-bbox="178 952 327 1377"> <tr> <td>放射線監視用計測器<sup>※1</sup></td> <td>モニタポスト</td> <td>1式<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタステーション</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装係課長</td> <td>1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置</td> <td>環境モニタリン</td> <td>16台<sup>※3※5</sup></td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置</td> <td>グセンター所長</td> <td>1台<sup>※7</sup></td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置</td> <td>グセンター所長</td> <td>1台<sup>※7</sup></td> </tr> </table> <p>※1：重大事故等対処設備は185-18-1監視測定設備において管理する。</p> <p>※2：1号、2号および3号炉共用</p> <p>※3：第2固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ1台を含む。</p> <p>※4：1台は表103の試験放射線測定装置と共用</p> <p>※5：管理区域外測定用の3台を含む。</p> <p>※6：固体廃棄物処理建屋、第2固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ7台を含む。</p> <p>※7：環境放射線計測器は、高浜発電所、大飯発電所と共用</p>	放射線監視用計測器 <sup>※1</sup>	モニタポスト	1式 <sup>※2</sup>	モニタステーション	放射線管理課長	5台 <sup>※2</sup>	エリアモニタ	計装係課長	1台 <sup>※2</sup>	放射線測定装置	環境モニタリン	16台 <sup>※3※5</sup>	放射線測定装置	グセンター所長	1台 <sup>※7</sup>	放射線測定装置	グセンター所長	1台 <sup>※7</sup>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-28参照</p>	<p>運転管理通達（既存）</p> <p>S A所達（新規）</p>	<p>原子炉施設の巡視点検については、既に記載していることから変更なし。</p> <p>巡視については中央制御室からの遠隔監視では検知できない「漏えいの有無、異音、異臭等」を確認項目としており、点検については「漏えい点検、弁開閉状態確認、計器指示確認等」を確認項目として定めている。</p> <p>重大事故等対処設備の巡視点検を追加するとともに、可搬型設備の巡視点検について追加する。</p>
放射線監視用計測器 <sup>※1</sup>	モニタポスト	1式 <sup>※2</sup>																					
モニタステーション	放射線管理課長	5台 <sup>※2</sup>																					
エリアモニタ	計装係課長	1台 <sup>※2</sup>																					
放射線測定装置	環境モニタリン	16台 <sup>※3※5</sup>																					
放射線測定装置	グセンター所長	1台 <sup>※7</sup>																					
放射線測定装置	グセンター所長	1台 <sup>※7</sup>																					
<p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十六 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</p> <p>第80条（発電用原子炉施設の巡視及び点検）</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 原子炉冷却系統施設</li> <li>二 制御材駆動設備</li> <li>三 電源、給排水及び排気施設</li> </ol>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第16号</b></p> <p><b>発電用原子炉施設の巡視及び点検</b></p> <p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第14条 当直課長（1、2号炉担当を含む。）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第107条第1項で定める区域およびシステムより切離されている施設<sup>※1</sup>を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉冷却系統施設</li> <li>(2) 制御材駆動設備</li> <li>(3) 電源、給排水および排気施設</li> </ol> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第107条第1項で定める区域については、第107条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間<sup>※2</sup>毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等という。</p> <p>※2：一定期間は、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-28参照</p>	<p>運転管理通達（既存）</p> <p>S A所達（新規）</p>	<p>原子炉施設の巡視点検については、既に記載していることから変更なし。</p> <p>巡視については中央制御室からの遠隔監視では検知できない「漏えいの有無、異音、異臭等」を確認項目としており、点検については「漏えい点検、弁開閉状態確認、計器指示確認等」を確認項目として定めている。</p> <p>重大事故等対処設備の巡視点検を追加するとともに、可搬型設備の巡視点検について追加する。</p>																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十七 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第17号 核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等</p> <p>○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第94条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講ずること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>5. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。（別途、変更認可済み）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子燃料管理通達（既存）</li> <li>原子燃料サイクル通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新燃料の運搬に際して保安のために講ずべき措置について、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 (別途、変更認可済み)	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第95条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット(以下、「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上<sup>※1</sup>、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>(3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン(使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く)のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>2. 原子炉係長は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライン<sup>※2</sup>を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライン<sup>※2</sup>を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっても、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との離隔を確保するための再設置時制限ライン<sup>※2</sup>を定めること。</p> <p>3. 原子炉係長は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライン<sup>※2</sup>を逸脱している場合は、ラックを初期位置<sup>※2</sup>に再設置すること。また、通常時制限ライン<sup>※2</sup>を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置<sup>※2</sup>に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットラッククレーンを使用し、再設置時制限ライン<sup>※2</sup>を逸脱しないよう実施すること。また、使用済燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライン<sup>※2</sup>を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライン<sup>※2</sup>内に再設置すること。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施(以</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子燃料管理通達(既存)</li> <li>原子燃料サイクル通達(既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容の概要</li> <li>新燃料の貯蔵に際して保安のためには、既に講ずべき措置について、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>下、本章において同じ。</p> <p>※2：通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置については、図9.5に示す。</p> <p>図9.5 通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第9.8条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）を使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界高さを管理すること。</p> <p>(8) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量が確保されていることを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>2. 原子炉係修課長は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講じる。</p>	<p>(別途、変更認可済み)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子燃料管理通達（既存）</li> <li>原子燃料サイクル通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料の貯蔵に際して保安のために講ずべき措置については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>記載すべき内容</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライン<sup>※1</sup>を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライン<sup>※1</sup>を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっても、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との距離を確保するための再設置時制限ライン<sup>※1</sup>を定めること。</p> <p>3. 原子炉保修課長は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライン<sup>※1</sup>を逸脱している場合は、ラックを初期位置<sup>※1</sup>に再設置すること。また、通常時制限ライン<sup>※1</sup>を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置<sup>※1</sup>に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットラッククレーンを使用し、再設置時制限ライン<sup>※1</sup>を逸脱しないよう実施すること。また、使用済燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライン<sup>※1</sup>を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライン<sup>※1</sup>内に再設置すること。</p> <p>※1：通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置については、図9.5に示す。</p> <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第9.9条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。容器の収納条件に適合していること。</p> <p>(5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の</p>	<p>(別途、変更認可済み)</p> <p>・ 原子燃料管理通達（既存）</p> <p>・ 原子燃料サイクル通達（既存）</p> <p>・ 記載の適正化</p>	<p>原子燃料管理通達（既存）</p> <p>原子燃料サイクル通達（既存）</p>	<p>使用済燃料の運搬の際には保安のために講ずべき措置については、既に記載していることから変更なし。</p>

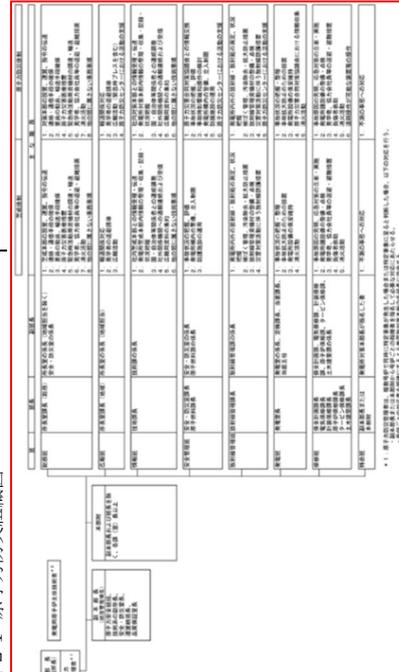
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>○ 燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、<u>装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないこと</u>を確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</p> <p>○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、<u>燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）</u>を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。</p> <p>なお、<u>発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書</u>において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p>	<p>移動範囲や移動速度を制限すること。</p> <p>【3項から6項 省略】</p> <p>(燃料の検査) 第96条 原子燃料課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、定期検査時における1次冷却材中のより素131の増加量の測定結果等に基づき、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</p> <p>3. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないとして判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）を使用すること。</p> <p>(2) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(燃料の取替等) 第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>【2項3項 省略】</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 (別途、変更認可済み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子燃料管理通達（既存）</li> <li>原子燃料サイクル通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料検査の際に保安のために講ずべき措置については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
	<p>○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、<u>燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）</u>を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。</p> <p>なお、<u>発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書</u>において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p>	<p>(燃料の取替等) 第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>【2項3項 省略】</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 (別途、変更認可済み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子燃料管理通達（既存）</li> <li>原子燃料サイクル通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替に際して保安のために講ずべき措置については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第 92 条（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十八 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 放射性廃棄物の廃棄</b></p> <p>○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>○ 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 1 項の認可を受けようとする物の取扱いに係ることについては、「放射線濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成 17・11・30 原院第 6 号（平成 18 年 1 月 30 日原子力安全・保安院制定）及び平成 23・06・20 原院第 4 号（平成 23 年 7 月 1 日同院改正）を参考として記載していること。</p> <p>なお、原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項による放射線濃度の測定及び評価方法の認可において記載さ</p>	<p>（放射性固体廃棄物の管理） 第 100 条 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*または保管する。 〔省略〕 (4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、<u>原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</u> 〔省略〕 3. <u>原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装係課長および原子炉係課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</u> 〔省略〕 (4) <u>原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を 3 ヶ月に 1 回、確認する。</u> 〔以下、省略〕 第 101 条（放射性液体廃棄物の管理） 【変更なし】 〔省略〕 （放射性気体廃棄物の管理） 第 102 条 発電室長および原子炉係課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表 102-2 に示す排気筒等より放出する。 【以降、省略】 〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>主語の明確化</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>主語の明確化</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物管理通達（既存）</li> <li>放射性廃棄物管理通達（既存）</li> <li>放射性廃棄物管理通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管等については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>放射性液体廃棄物の管理については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>放射性気体廃棄物の管理については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>れた内容を満足するように定められていること。</p> <p>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに關することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指 示)」(平成 20・04・21 原院第 1 号(平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定 (MISA-111a-08-1)) を参考として記載していること。</p>	<p>第 100 条の 2 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>【変更なし】</p> <p>第 104 条 (頻度の定義)</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準の変更は、文書名称適正化のみであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> </ul>	<p>放射性廃棄物管理通達 (既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物管理通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物でない廃棄物の管理については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
<p>第 92 条 (保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十九 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号 非常の場合に講ずべき措置</p> <p>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(原子力防災組織)</p> <p>第 121 条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図 1.2.1 に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>【2項から3項 省略】</p> <p>図 1.2.1 原子力防災組織図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項 (原子力防災組織図) の反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時の措置通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時から緊急時に実施すべき事項については、既に記載している。</li> <li>防災組織上の炉主任の位置づけを明確化する。</li> </ul>
		<p>第 122 条 (原子力防災要員)</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条は原災法に基づいて実施する原子力防災要員及び資機材等の整備に関する項目であり、変更はない。なお、重大事故等に関する要員及び資機材の整備に関する事項は第 18 条第 4 項及び第 18 条第 5 項に整理している。</li> <li>主語の明確化</li> <li>別紙「保安規定審査基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時の措置通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災要員については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災組織の活用</li> <li>安全・防災室長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用具、非常用通信機器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時の措置通達 (既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災資機材等の整備については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方の 要求事項に対する保安 規定への記載内容」の補 足説明資料-6参照	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることと定められていること。</p> <p>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を策し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電室長は、非常事態における運転操作に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>(通報経路) 第124条 安全・防災室長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合の社内および国、県、市等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>(通 報) 第126条 各課(室)長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第124条に定める経路に従って所長に報告する。 2. 所長は、警戒事象の発生、もしくは自ら発見した場合生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第124条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。</p> <p>(原子力防災組織) 第121条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図1.2.1に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。 2. 発電所原子力緊急時対策本部(以下、「発電所対策本部」という。)の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。 3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ)。</p> <p>【以降、省略】</p> <p>(原子力防災体制等の発令) 第127条 所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。 所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。 2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</li> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項(原子力防災組織図)の反映</li> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</li> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時の措置 通達(既存)</li> <li>非常時の措置 通達(既存)</li> <li>非常時の措置 通達(既存)</li> <li>非常時の措置 通達(既存)</li> <li>非常時の措置 通達(既存)</li> <li>非常時の措置 通達(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することから変更なし。</li> <li>緊急事態発生時の通報経路については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>緊急事態発生時の通報については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>緊急事態発生時の通報については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることについては、既に記載していることから変更なし。</li> <li>緊急時体制の発令、応急措置及び緊急時における活動については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要											
	<p>保安規定審査基準</p> <p>○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要件として選定することが定められていること。</p> <p>1. 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置に及ぼす影響を受け、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子炉災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子炉防災要員、同法第9条第1項に規定する原子炉防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子炉防災管理者であること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>を発令して、発電所対策本部の要員を召集し、発電所対策本部を設置する。 所長は、<u>原子炉防災体制を発令した場合は、直ちに原子炉発電部門統括に報告する。</u></p> <p>第128条 (応急措置) 【変更なし】</p> <p>第129条 (緊急時における活動) 【変更なし】</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第122条の2 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下、「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表122の2の緊急作業についての教育を受け、表122の2の緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表122の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者については、第122条に定める原子炉防災要員、原子炉災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子炉防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子炉防災管理者であること。</p> <p>表122の2</p> <table border="1" data-bbox="991 949 1318 1379"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業の方法<sup>※1</sup>および設備の取扱い<sup>※2</sup></td> <td>3時間以上 3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第131条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 ※2：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第18条の6第1項、第12</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上	訓練	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	緊急作業の方法 <sup>※1</sup> および設備の取扱い <sup>※2</sup>	3時間以上 3時間以上	<p>記載の考え方</p> <p>緊急作業従事者の選定について追記された。 (別途申請認可済み。)</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常時の措置通達(既存)</li> <li>非常時の措置通達(既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
分類	項目	時間														
教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上														
訓練	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上														
	緊急作業の方法 <sup>※1</sup> および設備の取扱い <sup>※2</sup>	3時間以上 3時間以上														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第83条（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>法第四十三條の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉施設者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六條までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防隊員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備</p>	<p>○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>5条および第1.3.1条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p> <p>第1.2.9条の2（緊急作業従事者の線量管理等）</p> <p>【変更なし】</p> <p>（原子力防災体制等の解除） 第1.3.0条 本部長は、事象が収束し、警戒体制または原子力防災体制を継続する必要がなくなった場合は、警戒体制または原子力防災体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</p> <p>（原子力防災訓練） 第1.2.5条 安全・防災室長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を発電所で1年に1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急作業従事者の選定について追記された。（別途申請・認可済み。）</li> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時の措置通達（既存）</li> <li>非常時の措置通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時体制の解除については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>防災訓練の実施頻度については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
<p>実用炉規則第92条第1項第20号 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防隊員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>1. 火災発生時における発電用原子炉</p>	<p>（火災発生時の体制の整備） 第1.8条 保安計画課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画<sup>2</sup>を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置<sup>3</sup> (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための</p>	<p>（火災発生時の体制の整備） 第1.8条 保安計画課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画<sup>2</sup>を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置<sup>3</sup> (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料－8.10.11.27参照</li> <li>第1項及び第3項については、第15条（運転管理に関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災防護通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動についての記載する。（新規記載）</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>一 に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。</p> <p>二 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を設置すること。</p> <p>四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>六 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>八 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>九 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>十 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p>	<p>一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を設置すること。</p> <p>三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>六 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>八 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>九 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p> <p>十 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備を配置すること。</p>	<p>活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 保全計画課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他の公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※2：計画とは、火災防護計画を示す。</p> <p>※3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となつた場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>【美浜発電所原子炉施設保安規定 添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)参照】</p>	<p>する社内標準の作成)、第8章(保守管理)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条文中に基づき作成される2次元文書他に具体的な活動内容が定められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第4項については、第10条(原子炉主任技術者の職務等)及び第15条(運転管理)に関する社内標準の作成)であり、これらの条文中に基づき作成される2次元文書他に具体的な活動内容が定められる。</li> <li>設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> </ul>		社内規定文書	記載内容の概要
<p>第84条(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p>法第四十三條の三の二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備を講じなければならない。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第21号 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 技術課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-10.11.28参</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達(既存)</li> </ul>	社内規定文書	記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p>	<p>うための必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>6. 内部溢水発生時におけるそれぞれ措置について、定期的に評価することともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</p>	<p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 各課(室)長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があること判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1項及び第3項については、第10条は、第15条(運転管理)に関する社内標準の作成、第8章(保守管理)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条次に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。</li> <li>第4項については、第10条(原子炉主任技術者の職務等)及び第15条(運転管理)に関する社内標準の作成)であり、これらの条次に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。</li> <li>設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> </ul>		記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第21号の2 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。))における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に關しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p>	<p>【美浜発電所原子炉施設保安規定 添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)参照】</p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 技術課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。))における原子炉施設の保全のための活動*を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全の</p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-10.11.34参照</li> <li>第1項及び第3項については、第15条(運転管理)に関する社内標準の作成、第8章(保守管理)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条</li> </ul>	<p>・ 運転管理通達(既存)</p>	<p>・ 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>
<p>第84条の2(火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p>法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。))における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に關しては、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p>	<p>○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。))における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に關しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 技術課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。))における原子炉施設の保全のための活動*を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全の</p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-10.11.34参照</li> <li>第1項及び第3項については、第15条(運転管理)に関する社内標準の作成、第8章(保守管理)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条</li> </ul>	<p>・ 運転管理通達(既存)</p>	<p>・ 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>三 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。</p> <p>四 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィーターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>五 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>イ 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>ロ 発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>ハ 炉心に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</p> <p>第92条（保安規定） 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十一の二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>3. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</p> <p>4. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィーターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>5. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>一 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>二 発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>三 炉心に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>四 その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</p> <p>五 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な措置を講じること。</p> <p>六 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な措置を講じること。</p> <p>七. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第22号 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】</p> <p>○ 重大事故時の異常な過渡変化及び設計基運転事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>ための活動を行うために必要なフィーターその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があること判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力技術部門統括（原子力技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> <p>【美浜発電所原子炉施設保安規定 添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）参照】</p>	<p>記載の考え方</p> <p>文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5項については、第10条（原子炉主任技術者の職務等）及び第15条（運転管理）に関する社内標準の作成）に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。</li> <li>設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。（新規記載）</li> </ul>
<p>第92条（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設</p>	<p>○ 重大事故時の異常な過渡変化及び設計基運転事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> <li>審査基準が変更されたこととから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。（新規記載）</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>三 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</p> <p>四 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</p> <p>五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>六 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。</p> <p>イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>第92条（保安規定） 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対策施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>なお、これらの措置については、特定重大事故等対策施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）に対処するするために必要な事項を含むこと。</p> <p>一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</p> <p>三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対策施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</p> <p>四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</p> <p>一 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>二 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>三 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>四 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を賦与かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全、防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対策施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対策施設を使用する際の代替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-19、29参照</li> <li>第1項、第3項及び第4項については、第13条（運転員の確保）、第15条（運転管理）に関する社内標準の作成）、第9章（非常時の措置）及び第10章（保安教育）に関連する活動であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。</li> <li>第2項については、第15条（運転管理）に関する社内標準の作成）に基づき作成される2次文書他に具体的な手順が定められる。</li> <li>設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> <li>重大事故等対策施設の使用を開始するにあたっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施することを追記</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-3参照</li> </ul>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方 (有毒ガス対応は別途申請予定)	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>6. その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</p> <p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれ</p> <p>の措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</p> <p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>1. 原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを防げるものでないこと。</p> <p>2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施すること</p> <p>が定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(2. に関するものを除く。)については記載を要し</p>	<p>防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設設の保全のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1: 重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合は、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員(当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p> <p>【美浜発電所原子炉施設保安規定 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連)参照】</p>	<p>(特定重大事故等対処施設)の対応は、別途申請予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処施設の使用を開始するにあたっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-3参照</li> </ul>	<p>記載すべき内容</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>ない。</p> <p>○ <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要であると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。</u></p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する<sup>※</sup>。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>[中略]</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する<sup>※</sup>。また、技術課長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 技術課長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、<u>役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合</u>は、速やかに、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、<u>第9項の措置を講じる。</u></p> <p>7. 技術課長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 技術課長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者が欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、<u>第9項の措置を講じる。</u></p> <p>9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等の体制に必要な運転員、緊急安全対策要員について反映する。</li> <li>重大事故等対策手順に係る成立性訓練において失敗した際の体制について反映する。</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-29 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転員等の確保について記載する。</li> <li>重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載)</li> <li>成立性の確認訓練時の対応について記載する。(新規記載)</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																						
		<p>記載の実施にあたっては、原子炉の安全を確保しつづ、速やかに、実施する。</p> <p>※1: 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>表1.3-1</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>B 中央制御室 (3号炉)</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6の場合</td> <td>8名以上※2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3</td> <td>6名以上※2</td> </tr> </table> <p>※2: 当直課長を含む。 ※3: 照射済燃料移動中も含む(以下、同じ)。</p> <p>表1.3-2</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>B 中央制御室 (3号炉)</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3</td> <td>2名以上※1</td> </tr> </table> <p>※4: 当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。</p> <p>表1.3-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転モード</th> <th>緊急時対策本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6の場合</td> <td>4名以上</td> <td>3.3名以上</td> </tr> <tr> <td>常駐 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※1</td> <td></td> <td>2.7名以上</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3</td> <td>5名以上</td> <td>--</td> </tr> </tbody> </table>	中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉)	モード1、2、3、4、5および6の場合	8名以上※2	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	6名以上※2	中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉)	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	2名以上※1	運転モード	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	モード1、2、3、4、5および6の場合	4名以上	3.3名以上	常駐 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※1		2.7名以上	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	5名以上	--	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処施設の使用を開始するにあたっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-3 参照</li> </ul>		
中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉)																										
モード1、2、3、4、5および6の場合	8名以上※2																										
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	6名以上※2																										
中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉)																										
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	2名以上※1																										
運転モード	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																									
モード1、2、3、4、5および6の場合	4名以上	3.3名以上																									
常駐 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※1		2.7名以上																									
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	5名以上	--																									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p><u>第86条</u>（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>法第四十三條の三の二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時（以下「大規模損壊」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p><u>実用炉規則第92条第1項第23号</u> <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>五 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>六 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>七 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの損傷を確保するための対策に関すること。</p> <p>八 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>（大規模損壊発生時の体制の整備） 第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定すること。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) <u>重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</u></p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定め、また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの損傷を確保するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を</p>	<p>記載の考え方</p> <p>審査基準が変更されたとから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-29 参照</p> <p>第1項、第3項及び第4項については、第13条（運転員の確保）、第15条（運転管理に関する社内標準の作成）、第9章（非常時の措置）及び第10章（保安教育）に関連する活動であり、これらの条文中に基づき作成される2次文書他に具体的な手順が定められる。</p> <p>第2項については、第15条（運転管理に関する社内標準の作成）に基づき作成される2次文書他に具体的な手順が定められる。</p> <p>設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>重大事故等対処施設の使用を開始するにあたっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施することを追記</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-3 参照</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 運転管理通達（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。（新規記載）</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書			
<p>保安のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>第92条（保安規定） 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十三 大規模損壊発生時における発電用原予炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>六 その他、大規模損壊発生時における発電用原予炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>七 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</p> <p>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれれの措置について、原予炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原予炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の6第1項に基づく原予炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</p> <p>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれれの措置に係る手順について、定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>○ 大規模損壊発生時における発電用原予炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講ずることが定められていること。</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第24号 記録及び報告】</p> <p>○ 発電用原予炉施設に係る保安に関するし、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原予炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準1」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1: 重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車もしくは改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに設定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p> <p>【美浜発電所原予炉施設保安規定 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）参照】</p> <p>第13条（運転員等の確保） 【実用炉規則第92条第1項第22号】にて整理】</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処施設の使用を開始するにあたっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施することを追記</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-3 参照</li> </ul>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電の安全に係る品質保証規程（既存）</li> <li>再結合装置の温度記録を採取する。</li> </ul>			
<p>第67条（記録）</p> <table border="1" data-bbox="1380 1758 1436 2139"> <tr> <td>記録事項</td> <td>記録すべき場合</td> <td>保存期間</td> </tr> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	<p>【実用炉規則第92条第1項第24号 記録及び報告】</p> <p>○ 発電用原予炉施設に係る保安に関するし、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。</p>	<p>（記録） 第133条 各課（室）長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正*1に作成（表133-1第1項および第2項を除く。）</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 別紙「保安規定審査基準」の要求事項に対する保安</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程（既存）</p>	<p>再結合装置の温度記録を採取する。</p>
記録事項	記録すべき場合	保存期間						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準	記載すべき内容	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
一 発電用原子炉施設の保守管理記録	同一事項に 関する次の 検査の時ま での期間	と。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	記載すべき内容	し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2. 原子力部門は、表1.3.3-3に定める保安に関する記録を適正*1)に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 ※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう(以下、本条において同じ)。	規定への記載内容」の補足説明資料-30 参照 (実用炉規則第37条、第57条に基づく記録については、別途変更・認可済み。)			
イ 使用前検査の結果	検査の都度			(品質保証計画) 第 3 条 第2条に係る保安活動のための品質保証計画を定める。	・ 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 ・ 品質規則の制定に伴い記載内容の変更を実施。	・ 原子力発電の安全に係る品質保証規程 (既存)		・ 本項に係る要求事項の変更はないことから、変更なし。
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	○ 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理が定められているものを除く。	【省略】 4. 2. 4 記録の管理 (1) 原子力部門は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。 (2) 原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、表3-1の4. 2. 4項に係る社内標準を確立する。 (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする		・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照			
第87条(発電用原子炉の運転)	運転上の制限(保安規定で定める発電用原子炉施設運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下第百三十四条において同じ。)を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。	○ 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。 ○ 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 ○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記	【以下、省略】 (報告) 第134条 各課(室)長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(実用炉規則第87条第9号に定める事象が生じた場合)(第88条関連) (2) 第91条に定める異常が発生した場合 (3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第101条または第102条関連) (4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第114条関連) (5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合 2. 前項に定める事項が発生した場合、その旨を社長に報告する。 3. 第1項(1)に定める事項が発生した場合は、その旨	記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 ・ 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 ・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-31 参照 (実用炉規則の条番号変更については、別途変更・認可済み。) ・ 審査基準に変更なし。	・ 運転管理通達(既存) ・ 原子燃料管理通達(既存) ・ 放射性廃棄物管理通達(既存) ・ 放射線管理通達(既存)		・ 所長及び原子炉主任技術者に報告すべき事項等については、既に記載していることから変更なし。	
第92条(保安規定) 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しななければならない。								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	社内規定文書																		
<p>二十四 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに連するものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p> <p>第134条（事故故障等の報告） &lt;省略&gt;</p>	<p>保安規定審査基準 されていること。</p>	<p>記載すべき内容 を直ちに原子力規制委員会へ報告する。</p> <p>（原子炉主任技術者の職務等） 第 10 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。 (2) 表 10-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表 10-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。 (4) 表 10-3 に示す記録の内容を確認する。 (5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。 2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。 (1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合 (2) 第 134 条第 1 項(1)から(5)の報告を受けた場合 3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>表 10-1</p> <table border="1" data-bbox="1077 674 1441 1379"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 13 条（運転員等の確保）</td> <td>第 5 項および第 7 項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第 4 項に定める成索性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 6（大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 24 条（制御棒の挿入限界）</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第 32 条（軸方向中性子束出力偏差）</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第 36 条（1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率）</td> <td>1 次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第 93 条（異常収束後の措置）</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第 97 条（燃料の取替等）</td> <td>第 1 項に定める燃料装荷実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第 13 条（運転員等の確保）	第 5 項および第 7 項に定める体制の構築	第 18 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成索性の確認訓練の実施計画	第 18 条の 6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画	第 24 条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界	第 32 条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第 36 条（1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率）	1 次冷却材温度・圧力の制限範囲	第 93 条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第 97 条（燃料の取替等）	第 1 項に定める燃料装荷実施計画	<p>記載の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号の「核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき」については、核物質防護に関する事項を定められた2次文書に報告事象として記載している。</li> </ul> <p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理通達（既存）</li> <li>新規制基準を踏まえて「各条文にて炉主任に報告、確認を求め事項」を反映する。</li> </ul>	<p>記載内容の概要</p>
条文	内容																					
第 13 条（運転員等の確保）	第 5 項および第 7 項に定める体制の構築																					
第 18 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成索性の確認訓練の実施計画																					
第 18 条の 6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画																					
第 24 条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界																					
第 32 条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																					
第 36 条（1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率）	1 次冷却材温度・圧力の制限範囲																					
第 93 条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動																					
第 97 条（燃料の取替等）	第 1 項に定める燃料装荷実施計画																					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>第105条（管理区域の設定・解除）</p> <p>第131条（所員への保安教育）</p> <p>第132条（請負会社従業員への保安教育）</p>	<p>第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果</p> <p>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除</p> <p>第7項に定める管理区域の設定・解除所員への保安教育実施計画</p> <p>請負会社従業員への保安教育実施計画</p>			
		<p>第18条（火災発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の2（内部溢水発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）</p> <p>第85条（重大事故等対処設備）</p> <p>第88条（運転上の制限を満足しない場合）</p> <p>第89条（予防安全を目的とした点検・保修を実施する場合）</p> <p>第91条（異常時の基本的な対応）</p> <p>第92条（異常時の措置）</p> <p>第134条（報告）</p>	<p>表10-2</p> <p>条文</p> <p>内容</p> <p>火災が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>火山影響等発生時に講じた措置の結果</p> <p>地震、津波、竜巻および火山（降灰）等が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</p> <p>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</p> <p>要求される代替措置の確認</p> <p>第11項に定める運転上の制限を満足しているとは判断した場合</p> <p>第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</p> <p>第2項に定める必要な安全措置</p> <p>第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合</p> <p>異常が発生した場合の原因調査および対応措置</p> <p>異常の収束</p> <p>運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用発電用原子炉の設置、運転等に關する規則（以下、「実用炉規則」という。）第87条第9号に定める事象が生じた場合）</p> <p>第91条に定める異常が発生した場合</p> <p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>			
			<p>表10-3</p> <p>記録項目</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（添付事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 25 号 発電用原子炉施設の保守管理</b></p> <p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。</p> <p>○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 11 条第 1 項及び研究開発段階にある発電の用に供</p>	<p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出しにおける放射能の量</p> <p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p> <p>4. 引継日誌</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</p> <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の 1 日間および 3 月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p> <p>・ 保全の対象範囲に設置変更許可申請書及び工事計画設置要求があり許可又は認可を受けた設備、多様性拡張設備を追加。(保安</p>	<p>・ 運転管理通達 (既存)</p> <p>・ 保守管理通達 (既存)</p> <p>・ 設計・開発通達 (既存)</p>	<p>・ 原子炉施設の保守管理については、既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 重大事故等対処設備、多様性拡張設備を保守管理の対象設備として追加する。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原簿に記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。)</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>する原簿の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)(平成20・12・22原簿第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められたJEC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) 多様性拡張設備<sup>*1</sup></p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1:多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>5. 保全重要度の設定</p> <p>原子力部門は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができ。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>第89条(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第9号にて記載】</p>	<p>記載の考え方</p> <p>規定に係る基本方針の考え方の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-32参照</li> </ul>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予防保全を目的とした保全作業については、既に記載していることから変更なし。</li> <li>予防保全を目的とした保全作業については、法令に基づく点検・補修、自プラント及び他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検・補修等に限ることを定める。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第82条（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価） 法第四十三条の三の二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が把握される箇所については、この限りではない。</p> <p>十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）</p>	<p>められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>○ 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること。</p> <p>○ 実用炉規則第92条第1項第25号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>○ 長期保守管理方針及び技術評価書</p>	<p>（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針） 第120条の2 原子力技術部門統括（原子力技術）は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物<sup>1</sup>ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物<sup>1</sup>※2（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに実施した以下の事項について、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期保守管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定<sup>※3</sup></p> <p>2. 原子力技術部門統括（原子力技術）は、機器および構造物について、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関するし、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。</p> <p>※3：延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>添付6 長期保守管理方針（第120条の2関連） 【変更なし】</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <p>添付6 長期保守管理方針（第120条の2関連）</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p> <p>・ PLM評価対象に常設SA設備を加える。 (別途申請・認可済み。)</p>	<p>安全管理通達（既存）</p> <p>・ 安全管理通達（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価については、既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>第36条（溶接事業者検査の実施） 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第43条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。</p> <p>第56条（定期事業者検査の実施） 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。 &lt;省略&gt;</p>	<p>保安規定審査基準の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。</p> <p>○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」(原規技発第13061923(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。</p> <p>○ 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>【変更なし】</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <p>(溶接事業者検査の実施) 第120条の3 所長は、溶接事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必要な実施手順および実施体制を定める。 2. 各課(室)長は前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。 (1) 検査の実施に係る組織を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の手順に係る工程が管理された状態にあることを確認する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第120条の4 所長は、定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必要な実施手順および実施体制を定める。 2. 各課(室)長は前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の手順に従い実施する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(別途申請・認可済み)</p> <p>(別途申請・認可済み)</p>			
<p>第92条（保安規定） 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第26号 技術情報の共有 ○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事</p>	<p>第120条 (保守管理計画) 【実用炉規則第92条第1項第25号】にて整理</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p>	<p>運転管理通達 (既存) 保守管理通達 (既存) 設計・開発通達 (既存)</p>	<p>情報の共有及び活用については、既に記載していることから変更なし。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要		
<p>載した申請書を提出しなければならぬ。 二十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関する事。</p> <p><b>第92条（保安規定）</b> 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならぬ。 二十七 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。</p>	<p>業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p> <p><b>実用炉規則第92条第1項第27号 不適合発生時の情報の公開</b> ○ 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 ○ 情報の公開に関し、原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録などにより、必要な事項が定められていること。</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 品証規則の制定に伴い記載内容の変更を実施。</p>	<p>原子炉発電の安全に係る品質保証規程（既存）</p>	<p>不適合が発生した場合の公開については、既に記載していることから変更なし。 原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録については、既に記載していることから変更なし。</p>		
<p><b>第92条（保安規定）</b> 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならぬ。 二十八 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第28号 その他必要な事項</b> ○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じて、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 ○ 発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。 ○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 （条文番号の変更は、別途変更・認可済み）</p> <p>審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <p>審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p>	<p>目的のため2次文書他には記載なし 目的のため2次文書他には記載なし</p>	<p>目的のため2次文書他には記載なし 基本方針のため2次文書他には記載なし</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
その他の事項	<p><u>reasonably achievable</u>の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>附 則 ( 年 月 日 平成26 原安管通 達第2号一 ) (施行期日) 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定(第3項を除く。) については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になつた時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間、なお、従前の例による。ただし、上記検査がない設備については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。</p> <p>なお、第13条(運転員等の確保)については、3号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になつた時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p>3. 第85条(重大事故等対処設備)のうち、原子炉下部キャビティ水位計に係る規定については、原子炉の運転モード5の期間における使用前検査終了日以降に適用する。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>項はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施行期日について、条文適用の考え方を記載。</li> <li>• 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-33参照</li> </ul>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則 第92条第3項 (保安規定)	保安規定審査基準 実用炉規則第92条第3項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>法第四十三條の三の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の目までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更し、これを保安規定の認可を受けなければならぬ。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための、いわゆるコンプラライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となつており、特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守) 第138条 第139条に基づく保安活動を実施することにあたり、関係法令および本規定を遵守すること(以下、本条において「コンプラライアンス」という。)を確実にするため、コンプラライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) コンプラライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。 (2) 原子力事業本部長を権限し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。 3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプラライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門CSR推進委員会を設置し、コンプラライアンス意識の向上のための活動を実施させる。 (1) コンプラライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第140条(保安に関する組織)の組織にその活動を実施させる。 (2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。 (3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。 (4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。 4. 第140条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプラライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準の変更なし。</li> <li>品質保証規程の改正(コンプラライアンス活動、安全文化醸成活動の取り込み)に伴い、手順書を第3条の社内標準体系図に追加し、本条から削除する。</li> <li>「3. 原子力事業本部長は、～コンプラライアンス意識の向上のための活動を実施させる。」</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照</li> </ul>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程 (既存)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプラライアンス活動については、規定文書に基づき実施している。</li> </ul>

表1.3.9-2: 本品質保証計画実施事項および本規定実施事項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係

本品質保証計画実施事項	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定実施事項
	1次文書	2次文書			
4. 1	重要度分類	グレード分け管理	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証 第2号	
4. 1	安全文化	安全文化推進	原子力事業本部 原子力発電部門	平成25年度 品質保証 第1号	第137条、第138条、第139条
5. 4	品質目標	品質目標推進	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証 第3号	
5. 5. 3	プロセス責任者	原子力部門における文書・記録管理推進	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証 第3号	
5. 6. 4	内部コミュニケーション	原子力部門における文書・記録管理推進	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証 第4号	第142条、第143条
6. 1	資源の提供	要員・組織計画 教育・訓練推進	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証 第1号	
6. 1	力量、教育・訓練および組織	教育・訓練推進	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証 第2号	第201条、第202条

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則 第92条第3項（保安規定）	保安規定審査基準 実用炉規則第92条第3項第2号 安全文化醸成のための体制 1) 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置づけが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2) 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化し、継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。	記載すべき内容 原予炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>法第四十三條の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項。</p>	<p>安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置づけが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2) 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化し、継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</p>	<p>（安全文化の醸成） 第137条 第136条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化の醸成のための活動を以下のとおり実施する。 2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) 安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化醸成の方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。 (2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果に基づき、必要な指示を行う。 3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、安全文化の醸成のための活動を統括する。また、次の各号に係る審議のための会議体を設置し、安全文化の醸成のための活動を実施させる。 (1) 安全文化の醸成のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第140条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。 (2) (1)に定めた計画の実施状況および安全文化醸成の状況を評価する。 (3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。 (4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。 4. 第140条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準の変更なし。</li> <li>品質保証規程の改正（コンプライアンス活動、安全文化醸成活動の取り込み）に伴い、手順書を第3条の社内標準体系図に追加し、本条から削除する。</li> <li>「3. 原子力事業本部長は、～安全文化の醸成のための活動を実施させる。」</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全文化通達（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全文化醸成活動については、規定文書に基づき実施している。</li> </ul>

表1.3.9-2：本品品質保証計画関連事項および本規定関連事項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係

計画関連事項 本品品質保証	項目	社内標準		所管箇所	文書番号	本規定関連事項
		1次文書	2次文書			
4. 1	重要度分類	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質通達第2号	平成18年度 品質通達第2号	
4. 1	安全文化	安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成25年度 品質通達第1号	平成25年度 品質通達第1号	第137条、第138条、第139条
5. 4	品質目標	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質通達第3号	平成18年度 品質通達第3号	
5. 5. 3	プロセス責任者	原子力部門に於ける文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質通達第3号	平成18年度 品質通達第3号	
5. 5. 4	内部コミュニケーション	品質・組織計画通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質通達第1号	平成18年度 品質通達第1号	第142条、第143条
6. 1	情報の提供	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質通達第2号	平成18年度 品質通達第2号	第201条、第202条

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。</p> <p>三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>実用炉施設第92条第3項第3号</p> <p>原子炉施設の品質保証</p> <p>1) 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発施設にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の7の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA4111-2009）」（以下、「JEA4111」という。）および関係法令に基づく品質マネジメントシステム（安全文化を醸成する活動を行うしくみを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第139条</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 一般要求事項</p> <p>(1) 原子力部門（第140条 図140に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。）は、品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの原子力部門への適用を4.2.1 b)、c)、d) およびe) に示す文書で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を図139-1に示す。</p>	<p>(品質保証計画)</p> <p>第139条 第139条 第139条</p> <p>1) 目的</p> <p>本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA4111-2009）」（以下、「JEA4111」という。）および関係法令に基づく品質マネジメントシステム（安全文化を醸成する活動を行うしくみを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第139条</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 一般要求事項</p> <p>(1) 原子力部門（第140条 図140に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。）は、品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの原子力部門への適用を4.2.1 b)、c)、d) およびe) に示す文書で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を図139-1に示す。</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉の設置者の設計及びび工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（以下、「品質規則」という。）の制定に伴い記載内容の変更を実施。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照</p> <p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程（既存）</p>	<p>JEAC4111 の要求事項等に従い、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを記載している。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確保するために必要な判断基準および方法を品質マネジメントシステムの文書にて明確にする。</p> <p>【中略】</p> <p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステム文書体系図を図1 3 9-2に示す。</p> <p>a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明</p> <p>b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」</p> <p>c) JEAC4111の要求事項に基づき作成する表1 3 9-1に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した表1 3 9-2に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した文書（c）およびd)の社内標準を除く。）およびこれらの中で明確にした記録</p> <p>なお、b)、c)およびd)に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、表1 3 9-1、表1 3 9-2で示す社内標準の中で、文書名または作成し管理することを記載する。</p> <p>また、c)、d) およびe)の記録は、適正に作成する。</p> <p>【中略】</p> <p>7. 業務の計画および実施</p> <p>7. 1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、表1 3 9-1の4. 2. 3項に係る社内標準および表1 3 9-2の7. 1項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。（4. 1 参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質規則の制定に伴い記載内容の変更を実施</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-1 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電の安全に係る品質保証規程（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質マネジメントシステムに基づき、文書及び記録の管理を行っている。</li> </ul>

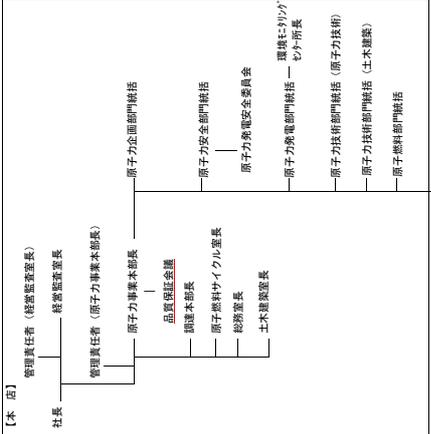
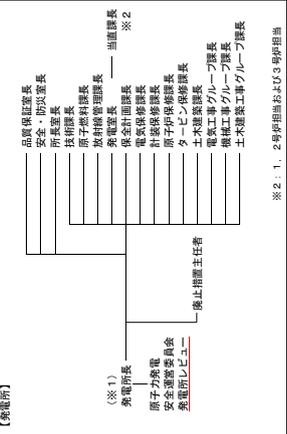
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書																																																																			
	記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書																																																																			
	<p>表139-1：本品質保証計画関連条項とJEC4111の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連条項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 2. 3</td> <td>文書管理</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>原子力部門における文書・記録管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18 原総通達 第3号</td> </tr> <tr> <td>4. 2. 4</td> <td>記録の管理</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>原子力部門における文書・記録管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18 原総通達 第3号</td> </tr> <tr> <td>8. 2. 2</td> <td>内部監査</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>原子力部門における内部監査通達</td> <td>経営監査室</td> <td>平成18 経営原通達 第1号</td> </tr> <tr> <td>8. 3</td> <td>不適合管理</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>不適合管理および是正処置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原品証通達 第1号</td> </tr> <tr> <td>8. 5. 2</td> <td>是正処置</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>不適合管理および是正処置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原品証通達 第1号</td> </tr> <tr> <td>8. 5. 3</td> <td>予防処置</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>予防処置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原発電通達 第2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室であり、文書番号は平成15規程第5号とする（以下、本条において同じ）。</p>						本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	1次文書	2次文書	4. 2. 3	文書管理	原子力発電の品質保証の管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号	4. 2. 4	記録の管理	原子力発電の品質保証の管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号	8. 2. 2	内部監査	原子力発電の品質保証の管理	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18 経営原通達 第1号	8. 3	不適合管理	原子力発電の品質保証の管理	不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第1号	8. 5. 2	是正処置	原子力発電の品質保証の管理	不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第1号	8. 5. 3	予防処置	原子力発電の品質保証の管理	予防処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発電通達 第2号																						
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号																																																																			
		1次文書	2次文書																																																																					
4. 2. 3	文書管理	原子力発電の品質保証の管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号																																																																			
4. 2. 4	記録の管理	原子力発電の品質保証の管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号																																																																			
8. 2. 2	内部監査	原子力発電の品質保証の管理	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18 経営原通達 第1号																																																																			
8. 3	不適合管理	原子力発電の品質保証の管理	不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第1号																																																																			
8. 5. 2	是正処置	原子力発電の品質保証の管理	不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第1号																																																																			
8. 5. 3	予防処置	原子力発電の品質保証の管理	予防処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発電通達 第2号																																																																			
	<p>表139-2：本品質保証計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連条項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連条項</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 1</td> <td>重要度分類</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>グレード分け通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原品証通達 第2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 1</td> <td>安全文化</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>安全文化通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成25 原品証通達 第1号</td> <td>第137条、第138条、第139条</td> </tr> <tr> <td>5. 4</td> <td>品質目標</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>品質目標通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原品証通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 5. 3</td> <td>プロセス責任者</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>原子力部門におけるプロセス責任者</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18 原総通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 5. 4</td> <td>内部コミュニケーション</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>文書・記録管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18 原品証通達 第4号</td> <td>第142条、第143条</td> </tr> <tr> <td>5. 6</td> <td>資源の提供</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>内部コミュニケーション通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18 原品証通達 第4号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 1</td> <td>力量、教育・訓練および認識</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>要員・組織計画通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18 原品証通達 第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 2</td> <td>力量、教育・訓練および認識</td> <td>原子力発電の品質保証の管理</td> <td>教育・訓練通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18 原品証通達 第2号</td> <td>第201条、第202条</td> </tr> </tbody> </table>						本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項	1次文書	2次文書	4. 1	重要度分類	原子力発電の品質保証の管理	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第2号		4. 1	安全文化	原子力発電の品質保証の管理	安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成25 原品証通達 第1号	第137条、第138条、第139条	5. 4	品質目標	原子力発電の品質保証の管理	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第3号		5. 5. 3	プロセス責任者	原子力発電の品質保証の管理	原子力部門におけるプロセス責任者	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号		5. 5. 4	内部コミュニケーション	原子力発電の品質保証の管理	文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品証通達 第4号	第142条、第143条	5. 6	資源の提供	原子力発電の品質保証の管理	内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品証通達 第4号		6. 1	力量、教育・訓練および認識	原子力発電の品質保証の管理	要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品証通達 第1号		6. 2	力量、教育・訓練および認識	原子力発電の品質保証の管理	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品証通達 第2号	第201条、第202条	
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項																																																																		
		1次文書	2次文書																																																																					
4. 1	重要度分類	原子力発電の品質保証の管理	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第2号																																																																			
4. 1	安全文化	原子力発電の品質保証の管理	安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成25 原品証通達 第1号	第137条、第138条、第139条																																																																		
5. 4	品質目標	原子力発電の品質保証の管理	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第3号																																																																			
5. 5. 3	プロセス責任者	原子力発電の品質保証の管理	原子力部門におけるプロセス責任者	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号																																																																			
5. 5. 4	内部コミュニケーション	原子力発電の品質保証の管理	文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品証通達 第4号	第142条、第143条																																																																		
5. 6	資源の提供	原子力発電の品質保証の管理	内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品証通達 第4号																																																																			
6. 1	力量、教育・訓練および認識	原子力発電の品質保証の管理	要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品証通達 第1号																																																																			
6. 2	力量、教育・訓練および認識	原子力発電の品質保証の管理	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原品証通達 第2号	第201条、第202条																																																																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		記載の考え方		社内規定文書		記載内容の概要																																																																									
	記載すべき内容		記載すべき内容		記載の考え方		社内規定文書		記載内容の概要																																																																									
	<p>表1.3.9-2 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連条項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連条項</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 1</td> <td>廃止措置管理</td> <td colspan="2">廃止措置管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成27 原保 社通達 第1号</td> <td>第144条、第145条、第151条、第154条から第156条</td> </tr> <tr> <td>6. 3</td> <td></td> <td colspan="2">運転管理通達</td> <td></td> <td>平成18 原保 電通達 第1号</td> <td>第147条から第150条、第152条、第153条、第157条から第160条、第187条、第188条、第204条</td> </tr> <tr> <td>7. 1</td> <td>燃料管理</td> <td colspan="2">原子力発電の安全に係る品質保証規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原保 電通達 第1号</td> <td>第161条から第164条、第204条</td> </tr> <tr> <td>7. 2</td> <td>放射性廃棄物管理</td> <td colspan="2">放射性廃棄物管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原保 電通達 第1号</td> <td>第165条から第171条、第204条</td> </tr> <tr> <td>7. 5</td> <td></td> <td colspan="2">放射線管理</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原保 電通達 第2号</td> <td>第172条から第186条、第191条、第199条、第204条</td> </tr> <tr> <td>8. 2. 4</td> <td>放射線管理</td> <td colspan="2">保守管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原保 電通達 第1号</td> <td>第187条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常時の措置</td> <td colspan="2">非常時の措置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力安全部門</td> <td>平成26 原保 電通達 第1号</td> <td>第153条、第189条、第190条、第192条から第198条、第200条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td colspan="2">原子燃料サイクル通達</td> <td>原子力事業本部 原子燃料部門</td> <td>平成18 原保 品通達 第1号</td> <td>第161条から第164条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">原子力技術業務要綱</td> <td>原子力事業本部 原子力技術部門</td> <td>平成17 原保 技要綱 第2号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項	1次文書	2次文書	6. 1	廃止措置管理	廃止措置管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成27 原保 社通達 第1号	第144条、第145条、第151条、第154条から第156条	6. 3		運転管理通達			平成18 原保 電通達 第1号	第147条から第150条、第152条、第153条、第157条から第160条、第187条、第188条、第204条	7. 1	燃料管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第1号	第161条から第164条、第204条	7. 2	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第1号	第165条から第171条、第204条	7. 5		放射線管理		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第2号	第172条から第186条、第191条、第199条、第204条	8. 2. 4	放射線管理	保守管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第1号	第187条		非常時の措置	非常時の措置通達		原子力事業本部 原子力安全部門	平成26 原保 電通達 第1号	第153条、第189条、第190条、第192条から第198条、第200条		その他	原子燃料サイクル通達		原子力事業本部 原子燃料部門	平成18 原保 品通達 第1号	第161条から第164条			原子力技術業務要綱		原子力事業本部 原子力技術部門	平成17 原保 技要綱 第2号	
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項																																																																												
		1次文書	2次文書																																																																															
6. 1	廃止措置管理	廃止措置管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成27 原保 社通達 第1号	第144条、第145条、第151条、第154条から第156条																																																																												
6. 3		運転管理通達			平成18 原保 電通達 第1号	第147条から第150条、第152条、第153条、第157条から第160条、第187条、第188条、第204条																																																																												
7. 1	燃料管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第1号	第161条から第164条、第204条																																																																												
7. 2	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第1号	第165条から第171条、第204条																																																																												
7. 5		放射線管理		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第2号	第172条から第186条、第191条、第199条、第204条																																																																												
8. 2. 4	放射線管理	保守管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第1号	第187条																																																																												
	非常時の措置	非常時の措置通達		原子力事業本部 原子力安全部門	平成26 原保 電通達 第1号	第153条、第189条、第190条、第192条から第198条、第200条																																																																												
	その他	原子燃料サイクル通達		原子力事業本部 原子燃料部門	平成18 原保 品通達 第1号	第161条から第164条																																																																												
		原子力技術業務要綱		原子力事業本部 原子力技術部門	平成17 原保 技要綱 第2号																																																																													
	<p>表1.3.9-2 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連条項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連条項</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 2. 2</td> <td>外部とのコミュニケーション</td> <td colspan="2">外部コミュニケーション通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原保 電通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 2. 3</td> <td>原子力安全の達成</td> <td colspan="2">設計・開発</td> <td>原子力事業本部 開発</td> <td>平成18 原保 電通達 第2号</td> <td>第187条</td> </tr> <tr> <td>7. 3</td> <td>設計・開発</td> <td colspan="2">原子力部門における調達管理通達</td> <td>調達本部</td> <td>平成27 調原 通達 第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 4</td> <td>調達</td> <td colspan="2">監視機器の保存</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原保 電通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 5. 5</td> <td>調達製品の保存</td> <td colspan="2">監視機器・測定機器管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原保 電通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 6</td> <td>監視機器および測定機器の管理</td> <td colspan="2">品質目標通達</td> <td>原子力事業本部 経営監査室</td> <td>平成18 原保 証通達 第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 2. 3</td> <td>プロセスの監視および測定</td> <td colspan="2">原子力部門における内部監査通達</td> <td>原子力事業本部 検査・試験通達</td> <td>平成18 原保 証通達 第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 6</td> <td>検査および試験</td> <td colspan="2">データ分析通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原保 証通達 第4号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 2. 4</td> <td>検査および試験</td> <td colspan="2">データの分析</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18 原保 証通達 第5号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項	1次文書	2次文書	7. 2. 2	外部とのコミュニケーション	外部コミュニケーション通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第3号		7. 2. 3	原子力安全の達成	設計・開発		原子力事業本部 開発	平成18 原保 電通達 第2号	第187条	7. 3	設計・開発	原子力部門における調達管理通達		調達本部	平成27 調原 通達 第1号		7. 4	調達	監視機器の保存		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第3号		7. 5. 5	調達製品の保存	監視機器・測定機器管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第3号		7. 6	監視機器および測定機器の管理	品質目標通達		原子力事業本部 経営監査室	平成18 原保 証通達 第3号		8. 2. 3	プロセスの監視および測定	原子力部門における内部監査通達		原子力事業本部 検査・試験通達	平成18 原保 証通達 第1号		7. 6	検査および試験	データ分析通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 証通達 第4号		8. 2. 4	検査および試験	データの分析		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 証通達 第5号	
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項																																																																												
		1次文書	2次文書																																																																															
7. 2. 2	外部とのコミュニケーション	外部コミュニケーション通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第3号																																																																													
7. 2. 3	原子力安全の達成	設計・開発		原子力事業本部 開発	平成18 原保 電通達 第2号	第187条																																																																												
7. 3	設計・開発	原子力部門における調達管理通達		調達本部	平成27 調原 通達 第1号																																																																													
7. 4	調達	監視機器の保存		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第3号																																																																													
7. 5. 5	調達製品の保存	監視機器・測定機器管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 電通達 第3号																																																																													
7. 6	監視機器および測定機器の管理	品質目標通達		原子力事業本部 経営監査室	平成18 原保 証通達 第3号																																																																													
8. 2. 3	プロセスの監視および測定	原子力部門における内部監査通達		原子力事業本部 検査・試験通達	平成18 原保 証通達 第1号																																																																													
7. 6	検査および試験	データ分析通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 証通達 第4号																																																																													
8. 2. 4	検査および試験	データの分析		原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保 証通達 第5号																																																																													

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の目までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更しこれを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p><b>実用炉規則第92条第3項第5号</b></p> <p>発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○ 本店（本部）及び事業所における廃止措置段階の原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>本事項の記載においては、廃止措置段階の原子炉施設の管理は、申請書等に記載したところ及びそれぞれ別の規則に定める措置義務を確実に履行することとはもとより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物又は廃止措置段階の発電用原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について定められていること。</p> <p>1) 廃止措置段階の原子炉施設の管理に係る保安のための職務（工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること</p> <p>ここで、本項において明記された各職務等については、実用炉規則第92条第3項第1号から第27号及び開発炉規則第87条第3項第1号から第27号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。</p>	<p>（保安に関する組織）</p> <p>第140条 発電所の保安に関する組織は、図140のとおりとする。</p> <p>【本店】</p>  <p>【発電所】</p>  <p>※2: 1. 2号呼称および3号呼称相当</p>	<p>・品証規則の制定に伴い、記載すべき職位、職務を本店、発電所に明確化する。</p>	<p>・原子力発電の安全に係る品質保証規程（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・本店、発電所における組織図、職務を記載する。</p>

（保安に関する職務）

第141条 本店における保安に関する職務は次のとおり。

【中略】

(16) 第1項(6)から(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	
	<p>2) 会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。</p>	<p><u>(17)</u> 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p><u>(18)</u> その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">【中略】</p> <p><u>(26)</u> 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に關する業務を含む。</p> <p><u>(27)</u> 各課(室)長は、課(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、第155条に定める、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画(以下、「廃止措置計画」という。)に基づき実施する工事をいう。</p> <p>(原子力発電安全委員会) 第142条</p> <p style="text-align: center;">【中略】</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(原子力発電安全運営委員会) 第143条</p> <p style="text-align: center;">【変更なし】</p>	<p>・記載の適正化</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>3) 発電用原子炉主任技術者の選任に関すること            法第43条の3の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第43条の3の2第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量限度を超え規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関するし、適切に措置を講じる責任がある。すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を撤出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。このことから、法第43条の3の3の2の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて以下のような事項が明記されていることが望ましい。</p> <p>i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること            ここで、廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p>	<p>（廃止措置主任者の選任）            第144条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有することを所長が認めた者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>ii. 廃止措置主任者の職務に関すること ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づき報告について、精査、指導・助言を行うこと。 iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。 iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p>	<p>(廃止措置主任者の職務等) 第145条</p> <p>【変更なし】</p> <p>【補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>第四十三條の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。</p> <p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に關すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に關することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に關すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に關すること。</p> <p>(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に關すること。</p> <p>(4) 放射線管理に關すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱ひに關すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に關すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項</p>	<p>v. 廃止措置主任者の選任及び配置</p> <p>廃止措置の対象となる原子炉施設に設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に關する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に關すること」と同様の手続きが明記されていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(廃止措置主任者の選任)</p> <p>第144条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有することを所長が認めた者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に關する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に關する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に關する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に關する業務</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> </ul>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>本事項については、以下のようない事項が明記されていること。</p> <p>1) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3) 協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確保することが定められていること。</p> <p>4) 燃料取扱に關する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に關する業務の補助は、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容に關する点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>実用炉規則第92条第3項第6号</p> <p>廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>本事項については、以下のようない事項が明記されていること。</p> <p>1) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3) 協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確保することが定められていること。</p> <p>4) 燃料取扱に關する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に關する業務の補助は、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容に關する点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第201条</p> <p>表201-1、表201-2、表201-3</p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第202条</p> <p>【中略】</p> <p>3. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に關する業務の補助または燃料の運搬または貯蔵*に關する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表201-1、表201-2および表201-3の実施方針のうち「その他運転員」、「放射性廃棄物処理設備の業務に關する者」、「燃料の運搬または貯蔵の業務に關する者」に準じて保安教育実施計画を定め、所長の承認を得る。</p> <p>4. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第3項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</li> </ul>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受ける廃止措置を定めるため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する事。</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 3 項第 8 号</b></p> <p><b>発電用原子炉施設の運転の安全審査</b></p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審査する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。</p>	<p>【 実用炉規則第 92 条第 3 項第 5 号にて整理 】</p> <p>(管理区域の設定・解除) 第 1 7 2 条 添付番号変更による記載の適正化 添付 4 管理区域図 (第 105 条および第 106 条関連) 添付 7 管理区域図 (第 172 条および第 173 条関連)</p> <p>(管理区域内における区域区分) 第 1 7 3 条 添付 4 管理区域図 (第 105 条および第 106 条関連) 添付 7 管理区域図 (第 172 条および第 173 条関連)</p> <p>【 今回対象外 】</p> <p>【 今回対象外 】</p> <p>【 今回対象外 】</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受ける廃止措置を定めるため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。</p> <p>九 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらに区域に係る立入制限等に関する事。</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 3 項第 9 号</b></p> <p><b>管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定及び立入制限</b></p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準値が定められていること。</p> <p>4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準値が定められていること。</p> <p>6) 管理区域へ出入りする所具に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7) 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域の設定・解除) 第 1 7 2 条 添付番号変更による記載の適正化 添付 4 管理区域図 (第 105 条および第 106 条関連) 添付 7 管理区域図 (第 172 条および第 173 条関連)</p> <p>(管理区域内における区域区分) 第 1 7 3 条 添付 4 管理区域図 (第 105 条および第 106 条関連) 添付 7 管理区域図 (第 172 条および第 173 条関連)</p> <p>【 今回対象外 】</p> <p>【 今回対象外 】</p> <p>【 今回対象外 】</p> <p>(発電所外への運搬) 第 1 8 4 条 各 職 ( 室 ) 長 ( 品質保証室長および当直課長を除く。 ) は、核燃料物質等 ( 第 1 6 1 条、第 1 6 4 条および第 1 6 5 条に定めるものを除く。 ) を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>審査基準の変更なし。 添付番号の変更</p> <p>審査基準の変更なし。 添付番号の変更</p> <p>主語の明確化 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料 -6 参照</p>	<p>放射線管理通達 (既存)</p> <p>放射線管理通達 (既存)</p>	<p>保安規定に基づき、管理区域を設定する。</p> <p>保安規定に基づき、管理区域を設定する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の三十四第四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>8) 保安区域を明示し、保安区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10) 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(保安区域) 第177条 添付番号変更による記載の適正化 添付5 保安区域図(保安区域図(第110条関連)) 添付8 保安区域図(保安区域図(第177条関連)) (周辺監視区域) 第178条 図178 (請負会社の放射線防護) 第185条</p> <p>【中略】</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定められた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準の変更なし。</li> <li>記載の適正化</li> <li>主語の明確化</li> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理通達(既存)</li> </ul>	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安区域については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の三十四第四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第3項第10号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法及び放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法、並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第169条 発電室長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表169-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>【今回対象外】</p>	<p>主語の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-6 参照</li> </ul>		
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の三十四第四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第3項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射線業務従事者の受ける線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関する措置と。線量限度を超えないための措置が定められていること。</p> <p>2) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>【今回対象外】</p> <p>【今回対象外】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	
	<p>保安規定審査基準</p> <p>3) 管理区域内の床、壁、その他の人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関するとして、実用炉規則第78条に基づき、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する工場又は事業所内の行為が定められていること。</p> <p>6) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-11la-08-1））を参考として記載していること。</p> <p>7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。</p> <p>8) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30 原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20 原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p>	<p>【今回対象外】</p> <p>（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第181条 図181</p> <p>【実用炉規則第92条第3項第9号にて整理】</p> <p>【今回対象外】</p> <p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p> <p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p>	<p>記載の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の明確化</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理通達（既存）</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	【実用炉規則第92条第3項第9号】にて整理】			
第92条第3項（保安規定） 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。十三 発電用原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。	<p><b>実用炉規則第 92 条第 3 項第 13 号</b> 原子炉施設の巡視</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ○ 日常の巡視活動の評価を踏まえ、原子炉施設に伴う点検対象施設の巡視これらに伴う処置に関すること（巡視の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。</p>	<p>（巡視） 第148条 当直課長（3号炉担当を含む）は、毎日1回以上、原子炉施設（アニュラス内および第174条第1項で定める区域を除く）を巡視する。 2. 発電室長は、アニュラス内および第174条第1項で定める区域については、第174条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視を行う区域および方法を定める。当直課長（3号炉担当を含む）は、その定めに従い、巡視を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>		
第92条第3項（保安規定） 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。	<p><b>実用炉規則第 92 条第 3 項第 15 号</b> 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 3) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 4) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関すること 及び評価の方法の確認について（内規）」を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項による放射線濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するよう定められていること。 5) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない</p>	<p>【実用炉規則第92条第3項第10号】にて整理】</p> <p>【今回対象外】</p> <p>【今回対象外】</p> <p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p> <p>【今回対象外】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

	<p>い廃棄物の取扱いについて(指示)」          (平成20・04・21原院第1号          (平成20年5月27日原子力安          全・保安院制定(NISA-111          a-08-1))を参考として記          載していること。</p>				
--	--	--	--	--	--



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>(原子炉防災体制等の発令) 第196条 所長は、警戒事態の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。 所長は、警戒体制、または原子炉防災体制を発令した場合、直ちに原子炉発電部門統括に報告する。 2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子炉防災体制を発令して、発電所対策本部の要員を召集し、発電所対策本部を設置する。 所長は、原子炉防災体制を発令した場合、直ちに原子炉発電部門統括に報告する。 <u>(応急措置)</u> 第197条 本部長は、原子炉防災組織を統括し、原子炉防災体制等を発令した場合において、次の応急措置を実施する。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第191条 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表191の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表191の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第190条に定める原子炉防災要員、原子炉災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子炉防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子炉防災管理者であること。</p>	<p>• 記載の適正化(原子炉災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</p> <p>• 緊急作業従事者の選定について追記された。 (別途申請認可済み。)</p>	<p>• 非常時の措置通達 (既存)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>• 緊急時体制の発令、応急処置及び緊急時における活動については、既に記載していることから変更なし。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要											
		記載すべき内容	表1.9.1															
	<p>7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等)による内部被ばくの管理を含む。)及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>表1.9.1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法<sup>*1</sup></td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い<sup>*2</sup></td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練                  ※2：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第201条のうち、緊急作業の方法に関する訓練</li> <li>・第153条第1項、第194条および第201条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</li> </ul> <p>【今回対象外】</p> <p>(原子炉防災体制等の解除)                  第200条 本部長は、事象が収束し、警戒体制または原子炉防災体制を継続する必要がなくなった場合は、警戒体制または原子炉防災体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。                  【今回対象外】</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法 <sup>*1</sup>	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い <sup>*2</sup>	3時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時の措置通達(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(原子炉災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時体制の解除については、既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
分類	項目	時間																
教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上																
	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																
訓練	緊急作業の方法 <sup>*1</sup>	3時間以上																
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い <sup>*2</sup>	3時間以上																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けるようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。</p> <p>十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p><b>実用炉規則第92条第3項第17号</b></p> <p><b>火災発生時の体制の整備</b></p> <p>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。）を、以下（ ）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</li> </ol>	<p>記載すべき内容</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p>(地震・火災等発生時の措置) 第152条</p> <p>【中略】</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>【中略】</p> <p>(5) 当直課長（3号炉担当を含む）は、第148条（巡視）に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・記載の適正化（第1編との整合）</p> <p>・記載の適正化</p>	<p>社内規定文書</p> <p>該当規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>十八の二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p><u>実用炉規則第92条第3項第18号の2</u>  <u>火山影響等発生時の体制の整備</u>  <u>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</u></p> <p>火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p><u>1) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を</u>  <u>行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を</u>  <u>行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>3) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を</u>  <u>行う要員に対する訓練に関すること。</u></p> <p><u>4) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を</u>  <u>行うために必要なフェイルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持する</u>  <u>ための対策に関すること。</u></p> <p><u>6) その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7) 火山影響等発生時におけるそれぞれ</u>  <u>の措置について、定期的に評価</u>  <u>することともに、その結果を踏まえて</u>  <u>必要な措置を講じること。</u></p>	<p>記載すべき内容</p> <p>（電源機能喪失時等の体制の整備）</p> <p>第153条 安全・防災室長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合は重大事故*に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損傷が生じた場合で、使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下これらを総称して、「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：「重大事故」とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> <li>法令（実用炉規則第84条の2及び同第92条第3項第18号の2）及び審査基準の要求に基づき追記。</li> </ul> <p>1号炉および2号炉については、従来の第153条（電源機能喪失時の体制の整備）の体制、活動により対応が可能であることから、第153条（電源機能喪失時の体制の整備）の第1項に火山影響等発生時の内容を反映する。</p> <p>なお、火山影響により電源機能が喪失し使用済燃料ピットの冷却機能が失われた場合であっても、必要な措置を講じるまでに時間的余裕は十分にある。（例えば、施設運用上の基準（使用済燃料ピット水温65℃）に達するまでの期間は、約7日以上*余裕がある。）</p> <p>※美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設 廃止措置計画 審査資料-19 (H28.12.16) 参照</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理通達（既存）</li> <li>電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達（既存）</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山影響発生時の体制の整備にて、保安規定に基づく必要な活動を規定する。</li> <li>使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した場合等における、使用済燃料ピットへの給水手順等を定めている。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則 第92条第3項（保安規定）	保安規定審査基準 実用炉規則第92条第3項第21号、22号 原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告	記載すべき内容 【中略】 第203-3条 (記録) 第203条	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																																																																													
<p>法第四十三条の三の三十四第四項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定に基づいて次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>二十一 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p> <p>二十二 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1. 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を作成し、管理することとが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</p> <p>2. 実用炉規則第67条又は開発炉規則第62条に定める記録については、(計量管理規定で定めるものを除く)。</p>	<p>【中略】</p> <p>第203-3条</p> <p>(記録)</p> <p>第203条</p> <table border="1" data-bbox="406 969 877 1344"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 文書化した、品質方針および品質目標</td> <td>品質方針が変更されるまでの期間</td> <td>品質方針が変更されるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 第13.9.9条に定める品質保証計画および原子炉発電の安全に係る品質保証計画</td> <td>品質保証計画が変更されるまでの期間</td> <td>品質保証計画が変更されるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子力111の要求事項に基づき作成する次の社内規程</td> <td>品質保証計画が変更されるまでの期間</td> <td>品質保証計画が変更されるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(1) 原子力部門における文書・記録管理規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 原子力部門における内部監査規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 原子力部門における品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 原子力部門における品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 組織内のプロセスの改善のための計画、運用および管理を確保し実施するために、組織が必要と判断した次の文書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) クレーム対応規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(14) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(17) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22) 品質保証規程</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：家203-1および家203-2に開けるものを除く。</p>	記録	記録すべき場合	保存期間	1. 文書化した、品質方針および品質目標	品質方針が変更されるまでの期間	品質方針が変更されるまでの期間	2. 第13.9.9条に定める品質保証計画および原子炉発電の安全に係る品質保証計画	品質保証計画が変更されるまでの期間	品質保証計画が変更されるまでの期間	3. 原子力111の要求事項に基づき作成する次の社内規程	品質保証計画が変更されるまでの期間	品質保証計画が変更されるまでの期間	(1) 原子力部門における文書・記録管理規程			(2) 原子力部門における内部監査規程			(3) 原子力部門における品質保証規程			(4) 原子力部門における品質保証規程			4. 組織内のプロセスの改善のための計画、運用および管理を確保し実施するために、組織が必要と判断した次の文書			(1) クレーム対応規程			(2) 品質保証規程			(3) 品質保証規程			(4) 品質保証規程			(5) 品質保証規程			(6) 品質保証規程			(7) 品質保証規程			(8) 品質保証規程			(9) 品質保証規程			(10) 品質保証規程			(11) 品質保証規程			(12) 品質保証規程			(13) 品質保証規程			(14) 品質保証規程			(15) 品質保証規程			(16) 品質保証規程			(17) 品質保証規程			(18) 品質保証規程			(19) 品質保証規程			(20) 品質保証規程			(21) 品質保証規程			(22) 品質保証規程			<p>品質マネジメントシステムに基づき、文書及び記録の管理を行っている。</p> <p>原子炉発電の安全に係る品質保証規程（既存）</p> <p>品質保証規程の制定に伴い、記載内容の変更を実施</p> <p>審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容「の補足説明資料-1参照</p>		
記録	記録すべき場合	保存期間																																																																																																
1. 文書化した、品質方針および品質目標	品質方針が変更されるまでの期間	品質方針が変更されるまでの期間																																																																																																
2. 第13.9.9条に定める品質保証計画および原子炉発電の安全に係る品質保証計画	品質保証計画が変更されるまでの期間	品質保証計画が変更されるまでの期間																																																																																																
3. 原子力111の要求事項に基づき作成する次の社内規程	品質保証計画が変更されるまでの期間	品質保証計画が変更されるまでの期間																																																																																																
(1) 原子力部門における文書・記録管理規程																																																																																																		
(2) 原子力部門における内部監査規程																																																																																																		
(3) 原子力部門における品質保証規程																																																																																																		
(4) 原子力部門における品質保証規程																																																																																																		
4. 組織内のプロセスの改善のための計画、運用および管理を確保し実施するために、組織が必要と判断した次の文書																																																																																																		
(1) クレーム対応規程																																																																																																		
(2) 品質保証規程																																																																																																		
(3) 品質保証規程																																																																																																		
(4) 品質保証規程																																																																																																		
(5) 品質保証規程																																																																																																		
(6) 品質保証規程																																																																																																		
(7) 品質保証規程																																																																																																		
(8) 品質保証規程																																																																																																		
(9) 品質保証規程																																																																																																		
(10) 品質保証規程																																																																																																		
(11) 品質保証規程																																																																																																		
(12) 品質保証規程																																																																																																		
(13) 品質保証規程																																																																																																		
(14) 品質保証規程																																																																																																		
(15) 品質保証規程																																																																																																		
(16) 品質保証規程																																																																																																		
(17) 品質保証規程																																																																																																		
(18) 品質保証規程																																																																																																		
(19) 品質保証規程																																																																																																		
(20) 品質保証規程																																																																																																		
(21) 品質保証規程																																																																																																		
(22) 品質保証規程																																																																																																		
		<p>【中略】</p> <p>第203-3条</p> <p>(記録)</p> <p>第203条</p> <table border="1" data-bbox="901 969 1396 1344"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 原子力111の要求事項に基づき作成する次の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 教育・訓練、技能および経験について記録する記録（除く）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 業務の計画と実施との記録、本邦の地で定められるものを除く）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 原子力111の要求事項に基づき作成する次の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 原子力111の要求事項に基づき作成する次の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(14) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(17) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合	保存期間	5. 原子力111の要求事項に基づき作成する次の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録			(2) 教育・訓練、技能および経験について記録する記録（除く）			(3) 業務の計画と実施との記録、本邦の地で定められるものを除く）			(4) 原子力111の要求事項に基づき作成する次の記録			(5) 原子力111の要求事項に基づき作成する次の記録			(6) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(7) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(8) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(9) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(10) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(11) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(12) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(13) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(14) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(15) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(16) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(17) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(18) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(19) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(20) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(21) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録			(22) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																										
記録	記録すべき場合	保存期間																																																																																																
5. 原子力111の要求事項に基づき作成する次の記録																																																																																																		
(1) マネジメントレビューの結果の記録																																																																																																		
(2) 教育・訓練、技能および経験について記録する記録（除く）																																																																																																		
(3) 業務の計画と実施との記録、本邦の地で定められるものを除く）																																																																																																		
(4) 原子力111の要求事項に基づき作成する次の記録																																																																																																		
(5) 原子力111の要求事項に基づき作成する次の記録																																																																																																		
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(7) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(8) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(9) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(10) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(11) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(12) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(13) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(14) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(15) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(16) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(17) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(18) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(19) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(20) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(21) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		
(22) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な知能が失われその記録																																																																																																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第92条第3項（保安規定）</p> <p>法第四十三條の三の三十三第三項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更し、これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>二十六 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>実用炉規則第92条第3項第26号</p> <p>廃止措置の管理</p> <p>○ 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>（運転員の確保）</p> <p>第147条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者として、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり4名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、4名以上のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>3. 当直課長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p>（引 継）</p> <p>第150条 当直課長（3号炉担当を含む）は、その業務を次直の当直課長（3号炉担当を含む）に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。</p> <p>（地震・火災等発生時の措置）</p> <p>第152条</p> <p>【 実用炉規則第92条第3項第17号にて整理 】</p> <p>（工事の計画および実施）</p> <p>第155条 原子力部門は、廃止措置工事*1を実施する場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>【 中略 】</p> <p>※1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去、残存放射能調査工事およびその他第187条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第169条</p> <p>【 実用炉規則第92条第3項第10号にて整理 】</p> <p>【第146条、第149条、第150条、第154条、第157条、第158条、第159条、第160条、第165条、第166条、第167条、第168条については、変更なし】</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・審査基準の変更なし。 ・3号炉設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・原子力運転業務要綱</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・運転員の確保については、既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	第92条第3項（保安規定）	実用炉規則第92条第3項第27号 その他、原子炉施設又は廃止措置に係る保安	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第四十三条の三の三十三第三項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>二十七 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>前各項に加えて、以下の内容を定めていること。</p> <p>1. 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>4. 原子炉設置者が、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を法第43条の3の24第3項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</p> <p>2. 廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の保守管理については、保安規定に必要な事項を記載すること。</p> <p>3. 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子力施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</p>	<p>（目的）</p> <p>第135条 この規定第2編（第2編において、以下、「本編」という。）は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、解体準備期間にある美浜発電所1号炉および2号炉原子炉施設（本編において、以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>【今回対象外】</p> <p>【今回対象外】</p>	<p>・記載の適正化（第1編との整合）</p>			